

島根県社会的養育推進計画 (素案)

令和 年 月

島根県健康福祉部青少年家庭課

島根県社会的養育推進計画(素案) 目次

1		
2		
3	第1章 島根県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
4	1 島根県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
5	(1) 計画策定の趣旨	1
6	ア 国の示す方向性	
7	イ 県の計画策定の考え方	
8		
9	(2) 計画の期間.....	2
10	(3) 他の県計画との整合	2
11	(4) 目指すべき将来像	3
12	(5) 全体目標(柱)	3
13		
14	第2章 分野別施策と個別目標.....	8
15	2 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)全体目標③.....	8
16	ア 前回計画の達成見込み・要因分析等	
17	イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量	
18	ウ 資源の整備・取組方針等	
19		
20	3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組全体目標①・②	13
21	(1) 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組	13
22	ア 前回計画の達成見込み・要因分析等	
23	イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量	
24	ウ 資源の整備・取組方針等	
25		
26	(2) 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組.....	15
27	ア 前回計画の達成見込み・要因分析等	
28	イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等	
29	ウ 資源の整備・取組方針等	
30		
31	(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組.....	18
32	ア 前回計画の達成見込み・要因分析等	
33	イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量	

34	ウ 整備・取組方針	
35		
36	4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 全体目標①	20
37	ア 前回計画の達成見込み・要因分析等	
38	イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量	
39	ウ 資源の整備・取組方針等	
40		
41		
42	5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	22
43	(1) 代替養育を必要とするこどもの定義	22
44	(2) 代替養育を必要とするこども数の見込みの推計方法の例(策定要領)	22
45	(3) 代替養育を必要とするこどもの数の考え方	22
46		
47	6 一時保護改革に向けた取組 全体目標②・③	25
48	ア 前回計画の達成見込み・要因分析等	
49	イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量	
50	ウ 資源の整備・取組方針等	
51		
52	7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 全体目標②	28
53	(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	28
54	ア 前回計画の達成見込み・要因分析等	
55	イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量	
56	ウ 資源の整備・取組方針等	
57		
58	(2) 親子関係再構築に向けた取組	29
59	ア 前回計画の達成見込み・要因分析等	
60	イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等	
61	ウ 資源の整備・取組方針等	
62		
63	(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	31
64	ア 前回計画の達成見込み・要因分析等	
65	イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等	
66	ウ 資源の整備・取組方針等	
67		

102	11 児童相談所の強化等に向けた取組 全体目標①・②・③	66
103	(1) 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組.....	66
104	(2) 県(児童相談所)における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組.....	66
105	ア 前回計画の達成見込み・要因分析等	
106	イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量	
107	ウ 資源の整備・取組方針等	
108		
109	12 障害児入所施設における支援 全体目標②	70
110	ア 資源等に関する地域の現状	
111		
112		
113	【附属資料】	
114	令和5年度 児童相談の状況について.....	75
115	当事者であるこどもの権利擁護に関するアンケート結果のまとめ.....	82
116	島根県社会的養育推進計画策定検討委員会設置要領.....	88
117	島根県社会的養育推進計画策定に係る検討体制について.....	89
118	島根県社会的養育推進計画策定検討委員会委員名簿.....	90
119	島根県社会的養育推進計画策定検討委員会 WG 構成委員.....	91

1 第1章 島根県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

2 1 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

3 4 (1) 計画策定の趣旨

5
6 この計画は、令和6年3月に、こども家庭庁から発出された通知「都道府県社会的養育推
7 進計画の策定要領(以下、「策定要領」という)」に基づき、島根県が令和2年3月に策定した
8 「島根県社会的養育推進計画(以下、「前回計画」という)」を全面的に見直し、新たに策定し
9 たものです。

10 11 ア 国の示す方向性

12
13 前回計画は、平成29年(2017年)8月に国が設置した、「新たな社会的養育の在り方に
14 関する検討会」により取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」において明記された、こ
15 ども家庭養育優先原則に基づき、家庭と同様の環境における養育を推進し、全年齢層にわた
16 って里親委託率の向上を図ることとしていました。

17
18 このたびの策定要領においては、さらなる里親等委託の推進とともに、児童福祉法等の一
19 部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という)において
20 規定された、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図ら
21 れた児童福祉施策を推進する内容が示されました。

22 23 イ 県の計画策定の考え方

24
25 島根県においては令和6年5月に「島根県社会的養育推進計画策定検討委員会」と4つ
26 のワーキンググループ(以下、「WG」という)を設置し、分野ごとに、①パーマネンシー保障・里
27 親WG、②施設小規模・多機能化及び自立支援WG、③児相体制強化・一時保護改革及び
28 権利擁護WG、④市町村こども家庭支援体制構築WG、という4つのWGで土台となる案を
29 作成し、検討委員会で協議を行いました。

30
31 前回計画の成果・課題等を踏まえ、こどもの最善の利益を実現するため、市町村、児童相
32 談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化、体制整備を目的に、次期計画を策定しま
33 す。

37 (2) 計画の期間

38

39 計画の期間は令和7年度(2025 年度)から令和11年度(2029 年度)の5年間とします。

40 ただし、計画の期間内においても必要となる場合には、計画の見直しを図るものとします。

41

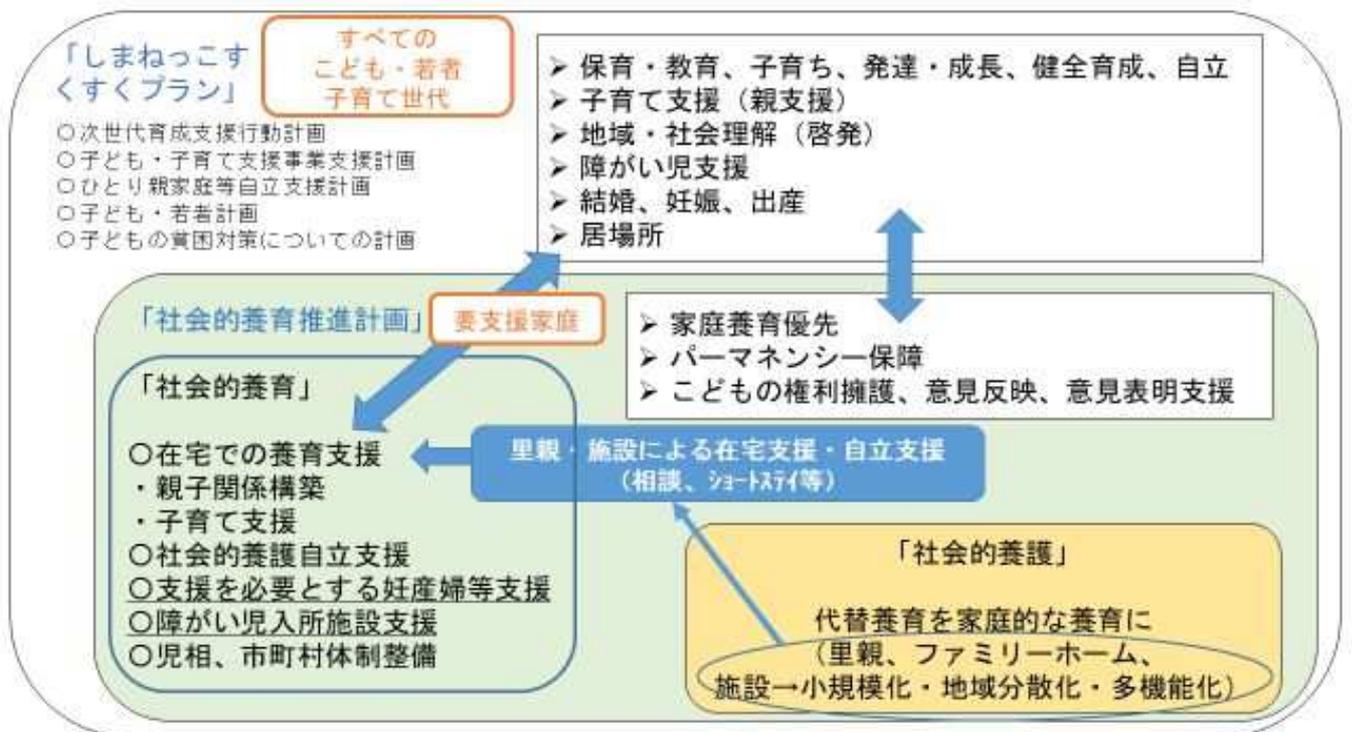
42 (3) 他の県計画との整合

43

44 計画は、「島根創生計画」や「島根県こども計画」として位置づけられている「しまねっ子す

45 くすくプラン」などとの整合を図ります。

46



47 (4) 目指すべき将来像

48

49 計画策定にあたっては、島根県社会的養育推進計画を推進していくことにより実現してい
50 く全体像を目指すべき将来像として掲げました。この将来像は「しまねっ子すくすくプラン」と
51 も整合を図り、こどもの最善の利益の実現に向けて、全てのこどもが健全に養育される権利
52 を持っていることを踏まえて、こどもが不利益を被ることがないように十分に配慮するとともに、
53 虐待の未然予防と早期発見、早期対応、社会的養護を必要とするこどもや家庭への専門的
54 で適切な支援の実施などを通じて取り組んでいきます。

55

目指すべき将来像



「すべてのこどもたちが、笑顔で安心して暮らせるしまね」

56

57 (5) 全体目標(柱)

58

59 計画が目指すべき将来像を「すべてのこどもたちが、笑顔で安心して暮らせるしまね」と定
60 めた上で、こどもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と島根県の現状を踏まえて、
61 柱となる全体目標を3つ掲げました。

62

【全体目標①】虐待の未然予防と早期発見、早期対応

- 3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 11 児童相談所の強化等に向けた取組

63

64 ・こども家庭センターによる母子保健と児童福祉の一体的相談体制により、支援を要す
65 る家庭に切れ目なく寄り添い、支援プランを作成しながら効果的に支援を開始するた
66 めに、地域の実情に合わせ児童養護施設、乳児院、里親等を活用した家庭支援事業等
67 の充実を図ります。

68

- 69 ・県と市町村が連携して、支援を特に必要とする妊産婦等との関係構築と、そのニーズ
70 に応じた支援の包括的提供を行います。
71
72 ・児童福祉司等の専門職の適正な配置や、研修の実施等による専門性の向上などによ
73 る児童相談所の強化に取り組みます。
74

**【全体目標②】 社会的養護を必要とするこどもや家庭への
専門的で適切な支援の実施**

- 3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【再掲】
6 一時保護改革に向けた取組
7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
に向けた取組
10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
11 児童相談所の強化等に向けた取組【再掲】
12 障害児入所施設における支援

- 75
76 ・こどもの最善の利益を実現していくために、児童相談所及び一時保護所の体制及び機
77 能の強化を図り、児童養護施設、乳児院や里親等を有機的に活用することにより専門
78 的で家庭的な養育を進めます。
79
80 ・児童養護施設及び乳児院においては、それぞれの特色や強みを生かして小規模化、地
81 域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進し、困難な課題を抱えるこども・家
82 庭への包括的な支援を実施します。児童心理治療施設、児童自立支援施設におい
83 ても、こどもの特性に応じて一人ひとりに合った支援が提供できるように検討していま
84 す。
85
86 ・障害児入所施設においては、障がい児の特性を踏まえて適切な養育を提供するととも
87 に、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう努めます。
88
89 ・里親・ファミリーホームにおいては、里親支援センターの設置や里親等への段階的な委
90 託を進めて里親等が安心して委託を引き受けられるよう、里親等同士との連携を図り、

91 レスパイト・ケアを進めます。

92

93 ・社会的養護経験者等の実情を把握し、必要な自立支援が受けられるよう、関係機関と
94 連携して相談・助言及び相互交流ができる場の開設を検討します。

95

96

【全体目標③】 当事者であるこどもの権利擁護

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

6 一時保護改革に向けた取組【再掲】

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【再掲】

11 児童相談所の強化等に向けた取組【再掲】

97

98 ・社会的養育にかかわる関係職員等及び子ども自身に対して、こどもの権利や権利擁護
99 の考え方の周知・啓発を行い、理解を深め意識改革を進めます。

100

101 ・社会的養護施策策定の検討委員として当事者である子ども（社会的養護経験者を含
102 む）の委員としての参画や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制を
103 整備します。

104

105 ・法改正により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが県の業務に位置付けら
106 れ、一時保護決定時等の意見聴取等措置や意見表明等支援事業など、こどもの権利
107 擁護に関する取組について拡充されたことから、県において、これらの取組を積極的に
108 進めます。



109

110 計画策定の全体像として、虐待の未然予防と早期発見、早期対応のためには、児童福祉と
 111 母子保健が連携したリスクアセスメントと、市町村が各家庭に寄り添って行う相談や里親や
 112 施設などを活用して行う家庭支援事業等を充実するなど、暮らしている地域においてこども
 113 が家庭生活を続けるための最大限の努力を行います。

114

115 また、里親や施設については、委託・入所措置での支援だけでなく、在宅支援についてもそ
 116 れぞれの施設の特性や専門性を生かした役割を果たせるよう支援していきます。

117

118 次に、社会的養護を必要とするこどもと家庭に対して専門的で適切な支援を実施するため
 119 には、児童相談所や市町村が中心となって、「家庭養育優先原則」に基づき里親委託の推進
 120 と里親支援の拡充によって、里親の養育レベルの向上などを図ります。

121

122 一方で、里親委託を行うには困難な課題のあるこどもにも「できる限り良好な家庭的環境」
 123 が提供できるよう、施設の小規模かつ地域分散化を推進し、ケアニーズの高いこどもは高機
 124 能化された施設において養育できるように検討します。併せて、こどもや家庭の課題が解決
 125 できるように支援を行うとともに、県は、社会的養護経験者の実情把握と自立のために必要
 126 な援助の実施を検討していきます。

127

128 最後に、社会的養育の当事者であるこどもの権利擁護のためには、こどもの権利について、
 129 児童相談所、里親等、施設やこども自身が理解し、こどもが自ら意見表明できる機会を確保
 130 できるよう取り組みます。また、社会的養育推進計画策定委員会などの施策策定の場に当事
 131 者に参加してもらい、意見を反映することとします。

132 このように、関係機関の密接な連携により、子どもにとって最善の社会的養育を提供し、目
133 指すべき将来像である「すべての子どもたちが、笑顔で安心して暮らせるしまね」が実現する
134 よう目指していきます。

1 第2章 分野別施策と個別目標

2 2 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

3 全体目標③

4
5 令和4年改正児童福祉法において、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが県の業
6 務に位置づけられました。

7 それとともに、措置や一時保護決定時等の 意見聴取等措置、さらにはこどもの意見表明
8 等支援事業の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、
9 県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を進めてい
10 く必要があります。

11
12 ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

13
14 表1 前回計画の指標、目標値

意見表明の種別	選択可能な種別数	目標値 (選択種別数)
①子どもの権利ノート(青少年家庭課への手紙付き)の利用	1	1
②施設等や一時保護所内に子どもからの意見を投函する意見箱を設置	1	1
③児童福祉施設入所等児童の意見表明実施	1	1
④施設職員等による子どもたちへの聞き取り等の実施 (施設等により、意見聴取方法は様々)	2~4※	4
⑤施設内に外部委員(第三者)を含む『苦情解決委員会』を設置	1	1
⑥【新規】施設や児相以外の第三者による子どもからの意見聴取の仕組 (アドボカシー)	未実施	1
⑦【新規】子どもが気軽に意見表明できる新たなツール等の利用	未実施	1
子ども権利擁護のための意見聴取等の選択可能な種別数 計	6~8	10

15
16 (ア) 前回計画の達成見込み

17
18 ① 子どもの権利ノート(青少年家庭課への手紙付き)の利用

19 一時保護した時や施設入所時など、子どもに権利ノートを配布し、利用方法等につ
20 いて理解できるよう丁寧に説明し、周知徹底を図っています。

21 施設入所や里親委託期間の長い子どもには、定期的な権利ノート利用方法等の周知
22 の機会が必要と考えています。また、利用方法だけでなく、はがきが投函された後は、
23 個別に必ず返信し、必要に応じ子どもへの面接等も行い、今後の流れ等についても説

- 24 明できる機会を持っています。
- 25 ② 施設等や一時保護所内にこどもからの意見を投函する意見箱を設置
- 26 対象の 17 施設(入所児童が低年齢である松江赤十字乳児院を除く。)のうち、16
- 27 施設で意見箱を設置されています。
- 28 令和 5 年度中に 9 件の意見が投函され、こども本人の気持ちを更に聞くなどの対
- 29 応を行ったうえで、そのうち 4 件の意見が運営等に反映されました。
- 30 ③ 児童福祉施設入所等児童の意見表明実施
- 31 児童相談所職員が意見表明面接を定期的に行い、こどもが自分の措置事由や見
- 32 通しについてきちんと説明を受け、理解できているか確認しています。
- 33 児童の施設等での暮らしの様子を聞き取り、より良い環境で生活できるよう施設と調
- 34 整を図っています。
- 35 ④ 施設職員等によるこどもたちへの聞き取り等の実施
- 36 各施設において、定期的に職員との面接の機会を設けるなどの方法により、こども
- 37 たちへの意見の聞き取りが行われています。
- 38 聞き取りの方法は、各施設において1～5種類の方法を活用して聞き取りが行われ
- 39 ています。
- 40 令和 5 年度中に 350 件以上の意見があり、こども本人の気持ちを更に聞くなどの
- 41 対応を行ったうえで、60 件以上の意見が運営等に反映されました。
- 42 ⑤ 施設内に外部委員(第三者)を含む『苦情解決委員会』を設置
- 43 対象の 18 施設のうち、14 施設で外部委員(第三者)を含む『苦情解決委員会』を
- 44 設置されています。
- 45 令和 5 年度中に 3 件の意見が委員会に取り上げられ、そのうち 2 件が運営等に
- 46 反映されました。
- 47 ⑥ 施設や児相以外の第三者によるこどもからの意見聴取の仕組み(アドボカシー)
- 48 令和 7 年度下期導入を予定しています。
- 49 ⑦ こどもが気軽に意見表明できる新たなツール等の利用
- 50 SNS 相談を導入したことにより、普段は意見表明を行うことに抵抗のある児童から
- 51 の相談を受け付け対応しています。
- 52
- 53 (イ) 要因分析等
- 54
- 55 措置の決定場面における意見聴取の機会を設け、可能な限り早期に説明、意見表明が行
- 56 えるよう努めています。
- 57 SNS 相談を導入したことにより、普段は意見表明を行うことに抵抗のある児童からの相談
- 58 を受け付け対応していますが、対応する人員の確保が難しく、休日、夜間の対応を十分に行
- 59 えていないことが課題です。

60 イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量

61

62 ※策定要領に基づき、資源等ごとに現状量(A)、年度ごとの必要量、5年後の必要量(B)
 63 及び整備すべき見込量(B-A)を明らかにしたものの。これら資源等のうち、整備の進捗状
 64 況を評価する指標とするものには、番号欄に「評」と記載。(以下同じ)

65

66 表2の1

番号	資源等	現在の整備・取組状況(A)	計画期間					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	社会的養護に関わる関係職員*1 及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等	実施回数	3	2	2	2	2	2	-
		受講者数	60人程度	50	50	50	50	50	-
② 評	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数・割合(事業を導入している一時保護所、社会的養護施設等に措置等されているこどもの人数÷対象施設等に措置等されているこどもの実人数)*2	人数	未実施	32	63	115	160	160	160
		割合(%)	未実施	7.5	14.8	27.2	37.6	37.6	37.6
③ 評	意見表明等支援事業を利用可能なこどものうち事業を利用したこどもの割合(事業を利用したこどもの人数÷事業を利用できるこどもの人数(事業を導入している社会的養護施設等に措置されているこどもの人数))	未実施						R7年度下期の利用状況を踏まえて設定	
④ 評	意見表明等支援事業の第三者への事業委託状況(こどもと利益相反のない独立性を担保しているか)	未実施						独立性を担保	
⑤	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	確保						確保	

67

68

69

70

71

72 表2の2

番号	資源等		現在の整備・取組状況(A)	計画期間					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
⑥評	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度、利用度、満足度(対象 中学3年生以上37人)(%)	認知度	91.9						100	8.1
		利用度	83.8						90	6.2
		満足度	92.7						100	7.3
⑦	措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備		確保						確保	
⑧評	措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度(%)		83.8						100	16.2
⑨	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合(%)		100						100	0
⑩	意見表明に係る満足度の確認体制の整備		確保						確保	
⑪評	意見表明に係る満足度(%)		92.7						100	7.3
⑫	児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備		未設置						設置	
⑬	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画の有無		有						有	
⑭	措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無		有						有	

73 *1 職員:児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センタ
74 ー、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員

75 *2 こどもの人数:児童相談所一時保護所は R5 年度中の各施設の実人数、児童養護施設等は R5 年度末の
76 実人数

77 ・⑥、⑧、⑨、⑪の指標について

78 指標の算出に当たっては、措置児童等を対象としたアンケート調査を実施しました。

79 今回のアンケート調査については、措置児童全員が自身の権利擁護に対して、意見形成を十
80 分にできている状況にはないため、比較的意見を表現しやすい年齢である中学3年生以上を対
81 象とし、参考数値として調査結果を出しました。

82 今後、第三者による意見表明支援を検討しつつ、客観性のある調査を行う中で、アンケート調
83 査の対象者の拡大、権利擁護に対するこどもの認知度・利用度・満足度・理解度などの数値の出
84 し方も検討します。

85

86 ウ 資源の整備・取組方針等

87

88 ・意見表明等支援事業の実施

89 意見表明等支援事業を児童相談所一時保護所から導入することとし、令和7年度下期開
90 始に向けて取組めます。

91

92 ・第三者評価の実施

93 令和3年度に各児童相談所の一時保護所において実施しましたが、その後は実施してい
94 ないため、今後の定期的な実施に向けて取組めます。

95

96 ・社会福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置

97 島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会等の活用や、専門部会の新
98 設について、整理検討します。

99

100 ・社会的養護施策策定の際の検討委員会等への当事者(社会的養護経験者)の参画

101 今回の計画策定委員会に社会的養護経験者の参画を求め、計画への意見を取り込むよ
102 う取組めます。

103 権利擁護の仕組みづくりにこども(当事者)の関与を求め、当事者の意見も取り込んだも
104 のにするよう、参画の方法等を検討します。

3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 全体目標①・②

令和4年改正児童福祉法に基づき、市町村は、母子保健と児童福祉の連携により、すべての妊産婦、子育て世帯、こども全体への包括的な相談支援を行うようこども家庭センターの設置が努力義務とされました。

また、令和5年4月1日に施行されたこども基本法第3条(第5号)では、こども施策の基本理念として、「子育ては家庭を基本とし、そのサポートを十分に行うとともに、家庭で育つことが難しいこどもにも、できる限り家庭と同様の環境を確保すること」とされています。

市町村においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められています。

また、県においても、こどもの養育は家庭が基本であることの重要性を踏まえつつ、こどもの意見を尊重し、支援ニーズに応じた支援事業を進めていくことが求められています。

(1) 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

こども家庭センターは、妊娠・出産を経てこどもを育てるなかで、さまざまな不安や負担を抱えるこどもや家族の相談にのり、求めている支援を提供できるよう、人材を確保し、母子保健と児童福祉が一体となった支援体制の充実を図る必要があります。県は各児童相談所に配置している市町村支援児童福祉司や保健師も含め、引き続き市町村の相談対応力や技術の向上を支援します。

また、相談対応を担う市町村職員及び要保護児童対策地域協議会担当者に対しては、こども家庭福祉に関する研修を開催するとともに、市町村職員が児童相談所において実地研修できる機会を提供します。これにより、専門性の強化と将来を見据えた実効性のあるサポートプランの作成が進むことを目指します。

ヤングケアラー支援においては、家庭内のデリケートな問題であることから、表面化しにくいことや、ヤングケアラーについての理解や認知が十分でないため、まずは関係機関に対して問題の背景や支援の必要性を周知し、実態把握を行うことが必要です。そして、早期に見つけて支援につなぐために支援体制を強化する必要があります。

37 ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

38

39 15市町でこども家庭センターが設置されました。未設置町村は小規模町村であり、既に母
40 子保健と児童福祉の支援を同じ組織で行っていますが、人員不足や専門性確保が難しい実
41 情もあります。

42

43 イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量

44 表1

番号	資源等	現在の整備・取組状況(A)	計画期間					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	こども家庭センターの設置数(市町村数)	15	17	19	19	19	19	4	
② 評	こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数(市町村職員等専門研修(前後期)、スキルアップ研修)	3回 32人 (R5)	現在の研修体制を継続					3回 35人	0
③ 評	県と市町村との人材交流の実施体制の整備	市町村職員実務者研修による児相での実地研修や児相・県主催の研修を継続							
④	市町村要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力相談支援センターの参画数(市町村数)	7	参画数増加を進める				19	12	
⑤	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備(市町村数) (「概ねできている～半数以上実施」数を計上)	サポートプランを作成している	9	策定体制・内容が進むように支援を進める				19	10
		妊産婦・保護者との面談等で協働して作成している	4					19	15
		子どもの意見を参考にしている	2					19	17
		作成に当たって関係機関と連携・調査等している	6					19	13
		作成時に組織内での検討機会を設けている	6					19	13
		作成したものを保護者に手交している	4					19	15
		モニタリングできる方策を考慮している	6					19	13
		見直し時期を定めている	6					19	13

45

46 ウ 資源の整備・取組方針等

47

48 全市町村でのこども家庭センター設置を目標に、未設置の町村に対しては、意見交換会
49 や要保護児童対策地域協議会において、こども家庭センター設置の理念・機能の必要性を
50 説明し、県としても設置促進に取り組むとともに、設置済の市町村に対しては機能強化に向
51 けた支援を行います。

52

53 各児童相談所に配置している市町村支援児童福祉司や保健師を窓口として、虐待等の
54 リスクアセスメントの手法、虐待予防に向けた母子保健のあり方、要保護児童対策地域協
55 議会の運営などについて、研修開催やケース検討会等を行いながら支援していきます。

56 市町村職員と児童相談所職員が一緒に参加できるように、児童福祉司法定研修や児童
57 相談所新任研修その他県が実施する研修に参加を促します。県と市町村職員との人材交
58 流については、市町村職員が事例へのアセスメント力を深め、援助や見立てが向上するこ
59 とを目的として、市町村職員実務研修による実地研修(相談対応・アセスメント業務・援助方
60 針会議への出席など)を積極的に利用してもらうよう周知していきます。

61

62 サポートプランの策定体制については、「保護者との面接」「こどもの意見の反映」等プロ
63 セスを踏んで策定できるように周知し、統括支援員研修等でも取り上げます。また、児童相
64 談所からの送致・指導委託のケースについては、児童相談所から市町村に対して丁寧な引
65 継ぎを行い、市町村のサポートプラン作成に協力していきます。

66

67 支援・保護が必要な子どもとその家庭等の課題に適切に対応できるよう、各市町村要保
68 護児童対策地域協議会へ配偶者暴力相談支援センターが参画できるよう調整していきま
69 す。

70

71 ヤングケアラー支援においては、早期に発見し適切な支援につなぐことができるよう、市
72 町村とも協力し、家庭福祉分野だけでなく、介護、医療、教育等の多機関との連携による支
73 援体制づくりを進めます。また、広報啓発や支援者向けの研修会などにより、ヤングケアラ
74 ーについての正しい理解や社会的認知度の向上を図ります。

75

76 (2) 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

77

78 ここでいう家庭支援事業(※1)には、子育てに不安や困り感を抱える家庭への手助けが
79 示されています。自ら支援を求めている家庭だけでなく、自分からは助けを求めにくいよう
80 な子どもや保護者に対しても、不安な気持ちに寄り添い、安心して支援を受けてもらえるこ
81 とが重要です。

82

83 そして、子どもや保護者に耳を傾け、信頼関係を築きながら、支援事業の利用を勧めたり
84 措置を行うことにより、時期を逃さずに、その時その人への的確に支援を届けなければなりま
85 せん。そのためにも、相談支援の体制を整え、その家庭が真に望んでいる支援を提供でき
86 るよう十分な受け皿を備えていくことを目指します。

87

88 市町村は社会的養護の地域資源をこども・子育て支援に活用し、家庭支援をはじめとし
89 た支援メニューについて必要な事業量と確保すべき提供体制等を算出し、第三期市町村子
90 ども・子育て支援事業計画(※2)との整合性を図ることが必要となります。

91

92 特に、子育て短期支援事業については、困り感のある家庭が安心して子育てできるよう
93 に支援者を確保する必要があります。島根県においては児童養護施設数が少なく児童家
94 庭支援センターもない(令和6年度現在)こと、乳児院も松江市に1か所であることから
95 在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図るために、市町村に対して里親・ファミリーホ
96 ーム・母子生活支援施設を積極的に活用することを進めていきたいと考えています。

97

98 併せて、保育士等の新たな受け皿となる支援者の確保及び人材育成の体制について、市
99 町村と協力して検討していきます。また、県では、各市町村が定めた家庭支援事業等の必
100 要な事業量(量の見込み)と提供体制を、県が設定した区域ごとに集計し、広域利用の実態
101 なども考慮して、県の子ども・子育て支援事業支援計画(島根県の場合は「しまねっすく
102 すくプラン」に包含)に具体的に記載し、市町村の家庭支援事業等の整備に向けた情報提
103 供、協議・調整、助言等を行うことを求められています。

104

105 ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

106

107 前回計画では、家庭支援事業の更なる充実を図る必要があるとし、子育て短期支援事業
108 のニーズがある市町村に向けては里親活用を検討していました。子育て短期支援事業につ
109 いては、令和3年度より直接市町村から里親への委託ができるようになり、利用人数も増え
110 ています。

111

112

113

114

115

116

117 (※1)家庭支援事業とは、市町村が実施する下記の6事業です。

子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	育児疲れ等の時に一時的にこどもを預ったり、親子が一緒に入所できる支援を行う事業
養育支援訪問事業	保健師等が家庭訪問して、子育てや発育などについての相談支援を行う事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業
子育て世帯訪問支援事業	支援員が家庭を訪問し、不安や悩みを聴き、家事・子育て等の支援を行う事業
児童育成支援拠点事業	こどもの居場所となる場を開設し、生活習慣・学習のサポート、食事提供等を行う事業
親子関係形成支援事業	親やこどもに対し、グループワーク等を通じて、よりよい親子関係を築く事業

118

119 (※2)第三期こども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に基づき市町村が5
120 年を一期として定める計画。

121

122 イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

123 表2

番号	資源等		現在の整備・取組状況(A)	計画期間					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6(計画)	R7	R8	R9	R10	R11		
①評	子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策(市町村数)	子育て短期支援事業	11	各市町村から計画提出後、 2月最終案で記載						
		養育支援訪問事業	18							
		一時預かり事業	17							
		子育て世帯訪問支援事業	8							
		児童育成支援拠点事業	2							
		親子関係形成支援事業	0							
②評	市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数 SS:ショートステイ TS:トワイライトステイ		SS 69 TS 66 (R5実績)							

124

125 ウ 資源の整備・取組方針等

126

127 家庭支援事業については、各市町村の支援見込みを踏まえて、取組が円滑に進むよう、県
128 においても助言・指導をしていきます。県は、研修や市町村との意見交換会等の機会に家庭
129 支援事業の積極的な活用を促します。また、児童相談所から市町村へのケース送致や措置
130 解除等を行った際に、地域での支援が必要な家庭においては、その保護者や子どもが安定し
131 た子育てができるように、家庭支援事業を見込んだ援助について市町村と児童相談所が連
132 携していきます。

133

134 子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム・乳児院・母子生活支援施設
135 及び今後設置を目指して検討している児童家庭支援センターを積極的に活用していきます。
136 併せて、受け皿の確保のためには、里親や施設だけではなく、退職等による潜在保育士等、
137 市町村が新たな受け皿を確保し、事業を円滑に進められるような取組を行います。

138

139 市町村職員の里親制度理解を促進するため、各市町村における職員研修の場で、里親を
140 取り上げていただくよう、引き続き働きかけます。また、各市町村要保護児童対策地域協議
141 会を通じて、里親制度の理解促進を図ります。

142

143 母子生活支援施設は、DV 被害に限らず、虐待、障がい、親子関係の問題、生活困窮、不
144 安定な家庭状況など様々な生活上の困難を抱える母子が分離せずに入所し、安心・安全な
145 環境で母子が同居しながら支援を受けることができる生活施設です。県(児童相談所・女性

146 相談センター)と市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進むよ
 147 う、市町村に対し働きかけていきます。

148

149 (3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

150

151 児童家庭支援センターは、こども家庭センターに対する専門的な助言・援助を行うことや里
 152 親支援センター等の一部機能を担うこと、家庭支援事業の実施、児童相談所から在宅指導
 153 措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行うための機能が求められて
 154 います。虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点としても期待さ
 155 れます。

156

157 ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

158

159 児童家庭支援センターについては、その役割や人材面、運営資金面及び昨今の児童相談
 160 所を取り巻く状況を鑑み検討していくこととしていましたが、現時点では設置されていません。
 161 県内4か所の児童相談所が専門的な相談を引き受けてきたことや民間団体等への周知が少
 162 なかったことが要因として考えられます。

163

164 イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量

165 表3

番号	資源等	現在の 整備・取 組状況 (A)	計画期間					資源の 必要量 等(B)	整備す べき見 込量 (B)- (A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	児童家庭支援センターの設置数	0	0	0	0	1	1	1	
② 評	児童相談所からの在宅指導措置委託件数※	0	0	0	0	2	2	2	
③ 評	委託全件数に対する割合(児童相談所からの 在宅指導措置委託件数/指導措置委託全件数)※	0	0	0	0	5割	5割	5割	
④ 評	市町村から家庭支援事業を委託されている 児童家庭支援センター数	0	0	0	0	1	1	1	

166

※②の件数:過去3年間で児童相談所から指導委託を行った件数は2件であり、参考値として記載。

167

※③の数値:児童家庭支援センター以外の在宅指導措置委託先として市町村を想定し、見込みを5割と設定。

168

169

170

171

172

173 ウ 整備・取組方針

174

175 前回同様に、児童家庭支援センターの役割や専門的な人材の確保、運営資金、及び昨今
176 の児童相談所を取り巻く状況を鑑み、地域に根差した専門的な支援が行えるように、県、市
177 町村、里親会、乳児院・児童養護施設等と連携し、改めて設置形態も含めた検討を進めてい
178 きます。

179 相談状況・子育て支援資源・里親数や施設等の地域事情を考慮しつつ、県内に1か所の設
180 置を検討します。

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 全体目標①

生活に困難を抱える妊産婦や出産後に不安を抱えるひとり親に対しては、妊産婦が妊娠期から出産後までに必要な支援を受けることができるよう関係機関のきめ細やかな連携を図ることが求められます。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

※前回計画に記載なし

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

表1

番号	資源等	現在の整備・取組状況(A)	計画期間					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	(B)-(A)	
① 評	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0	0	0	0	0	0	0	
② 評	助産施設の設置数	1	1	1	1	1	1	0	
③ 評	特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	2回 66人	2回 75人	2回 80人	3回 90人	3回 100人	3回 100人	1回 34人	

※③の現在の整備・取組状況(A)については、R6 母子保健従事者研修・市町村職員等専門研修(妊産婦関係講義))を計上。

ウ 資源の整備・取組方針等

支援を必要とする妊産婦については、妊娠届出時や妊婦健康診査で早期に支援の必要性を把握し、個別相談や適切な支援につなぐほか、産後ケア事業等を活用して育児不安の軽減を図るなど、早期から適切な支援を提供できるよう努めます。

また、母子保健事業だけでは育児環境の整備が難しい妊産婦に対しては、助産施設や助産制度の周知を図るなど経済的に困難を抱える妊婦への支援を促進します。妊産婦等生活支援事業の実施については、地域での支援ニーズを踏まえて検討を進めていきます。

なお、妊産婦等生活支援事業は、妊娠中や子育て中の方々が安心して出産・育児に臨めるよう、生活面や健康面のサポートを提供することを目的としています。本事業では、一時的な住まいや食事の提供に加え、看護職が配置された施設で健康管理や育児相談を受けることが可能です。この事業の実施にあたっては、社会資源や人材の確保・活用を進めるとともに、市町村の保健師や地域の支援機関と連携し、地域特性や個別のニーズに応じたサービス調整を行う必要があることから、関係機関職員への制度・施設の周知

30 を図るほか、支援者の育成が求められます。

31 妊産婦への支援者の育成については、これまでの県および市町村の母子保健関係者向
32 け研修会に加え、新たに県および市町村の児童相談支援者向け研修会を開催する予定で
33 す。加えて、市町村が委託する家庭支援事業を担う支援者の育成については、必要に応
34 じて県が支援していきます。

35 ひとり親や未婚の女性への支援としては、県が民間団体に委託して、若年女性等を対
36 象とした相談交流会やSNS相談を実施し、女性に寄り添いながら悩みや困りごとを聴
37 きとり、必要に応じて生活支援や就業支援等へつなげています。引き続き、自立に向け
38 た伴走型の支援を行うために、多様で柔軟な対応ができる民間団体との協働により実施する
39 よう努めます。

5 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

(1) 代替養育を必要とするこどもの定義

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である子ども

(2) 代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法(策定要領)

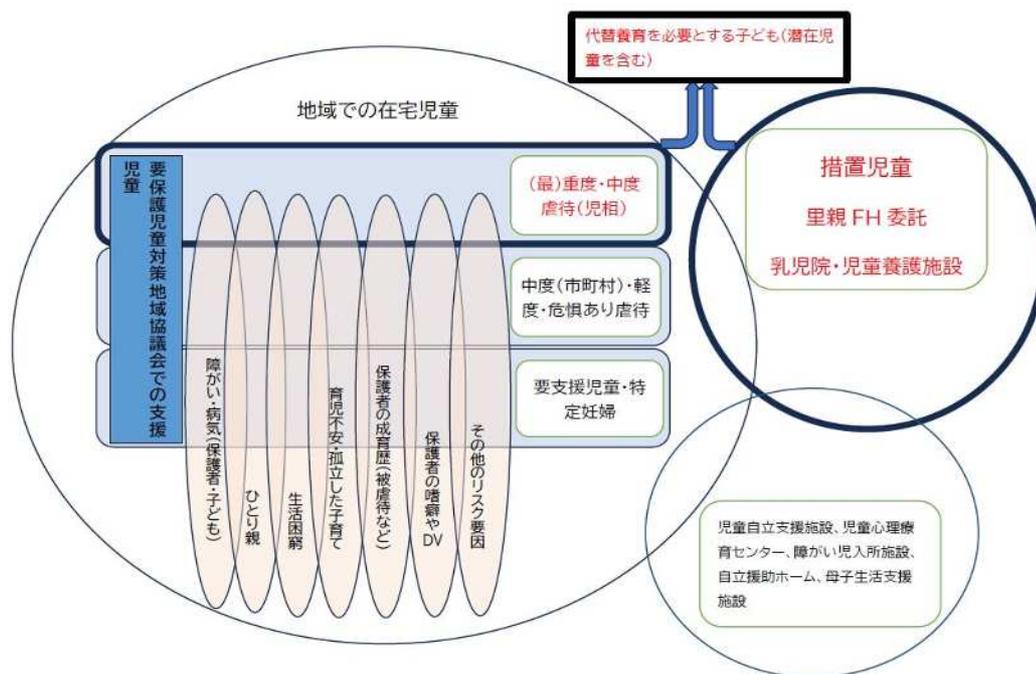
こどもの人口(推計・各歳ごと) × 代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む。) = 代替養育を必要とする子ども数

(3) 代替養育を必要とするこどもの数の考え方

代替養育が必要となるこどもの割合 = 過去 10 年間(H26~R5 の年度末)の①措置児童(里親委託・施設入所)の出現率(措置児童数/こどもの人口)の平均(0.162%)に②潜在的需要の出現率を加えて推計する

要保護児童対策地域協議会が把握しているケースにおいて、措置まで至っていない場合でもリスクが高く措置につながる可能性があるため、①措置児童に②潜在的需要として、児童虐待の重症度が「最重度～中度」(但し中度は児相主担ケースのみ)と判定された児童を加えた数とします(イメージ図参照)。

【イメージ図】



19 表1 代替養育が必要なこどもの数

(単位:人)

年度		R6.5月	R7	R8	R9	R10	R11	
児童人口		98,644	96,341	93,522	90,703	87,884	85,065	
代替養育を必要とするこども数	措置児童数	158	156	152	147	142	138	
	在宅児童数	84	82	79	77	75	72	
		242	238	231	224	217	210	
内訳	3歳未満	措置児童数	20	19	19	18	17	17
		在宅児童数	11	11	10	10	10	10
	3歳以上就学前	措置児童数	23	23	22	22	21	20
		在宅児童数	12	12	12	11	11	11
	学童期以降	措置児童数	115	113	110	107	103	100
		在宅児童数	61	60	58	56	55	53
		176	173	168	163	158	153	

20

21

22 【代替養育を必要とするこども数(潜在含む)の将来推計】

23 ※代替養育を必要とするこども数 = 措置児童数推計(年度推計人口×0.162% [H26~R5
24 出現率平均]) + 要保護児童対策地域協議会児童数推計(年度推計人口×0.085% [R6
25 出現率])

26 ※児童人口は、国立社会保障・人口問題研究所が算出している島根県将来人口推計を援用。

27

28 表2 島根県の児童人口推移(参考数値)

(単位:人)

29 ※「児童人口」は、各年度の県推計人口(年報)の0歳~18歳の合計



30

31

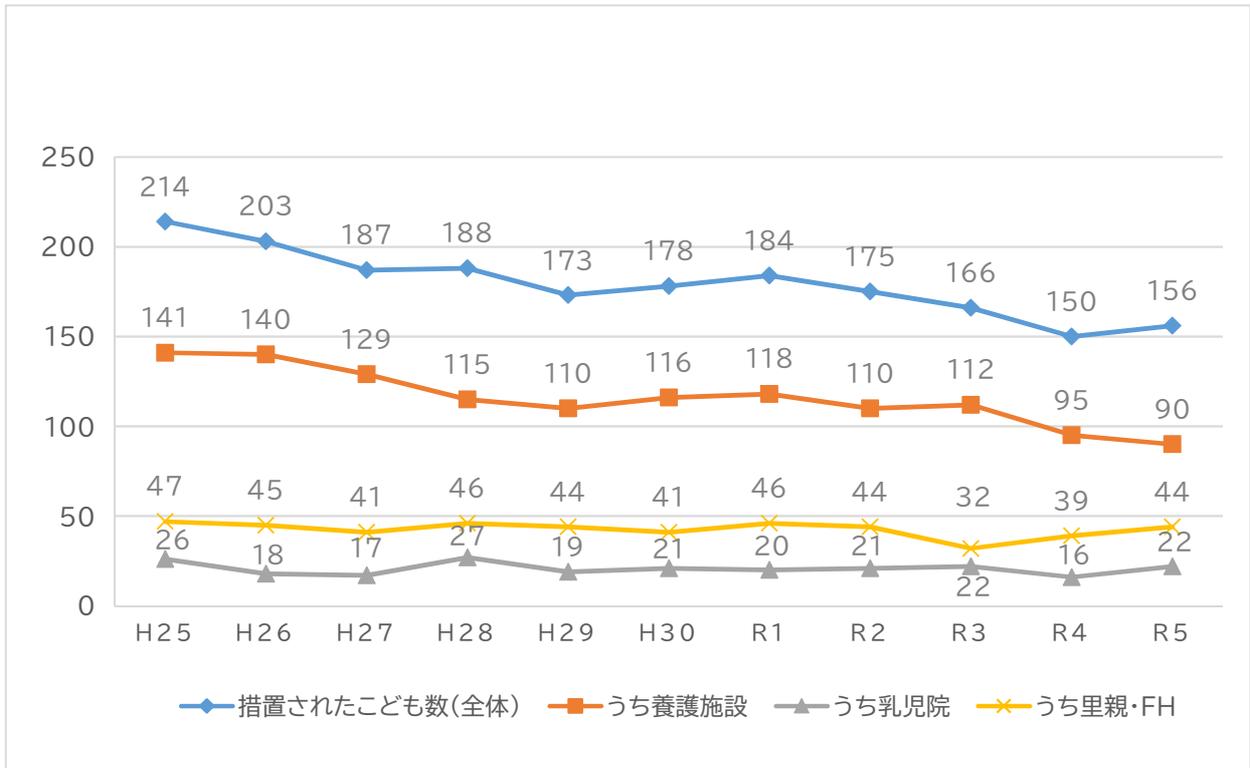
32 【措置されたこども数】(里親・ファミリーホーム・乳児院・養護施設)

33 措置されたこども数は近年減少して推移していますが、今後代替養育が必要なこどもの行
34 き場がなくなることを防ぐため、過去の児童人口に対する代替養育を必要とするこどもの割
35 合を元に調整を行いながら推計を行います。

36

37 表3 島根県における措置されたこどもの数の推移

(単位:人)

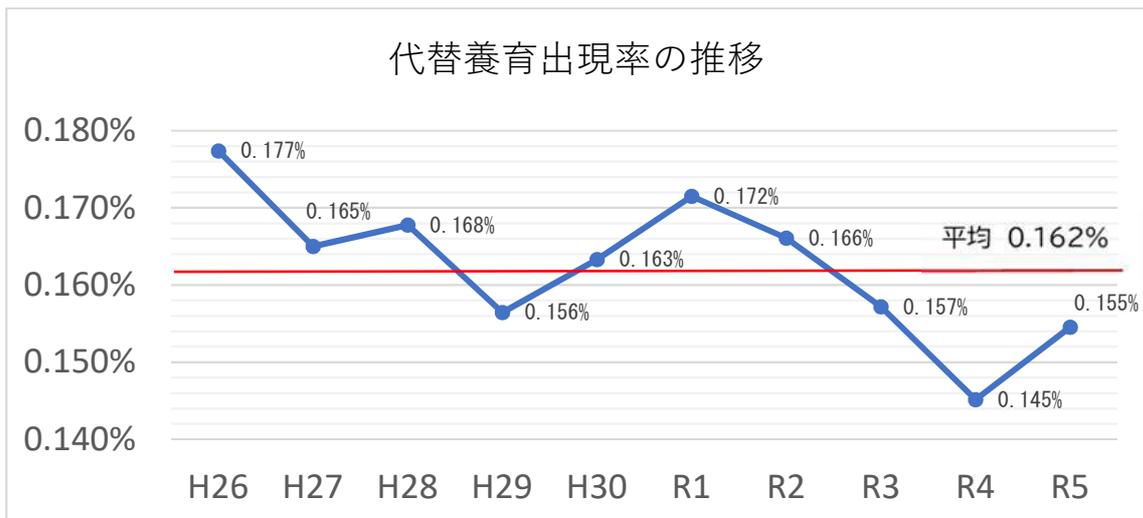


38 ※「児童福祉法第27条第1項第3号の措置に関する月報」(R6.6 末時点)より抽出

39

40

41 【措置されたこどもの出現率の推移】



6 一時保護改革に向けた取組 全体目標②・③

一時保護を行う際には、安全確保やアセスメントなどを適切に行い、その上で、こどもの家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を提供することが必要です。

安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべきです。また、こどもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすることが必要です。

こどもの権利擁護の観点から、意見箱の設置や相談を受け付けるための窓口の設置等、こどもに対して十分な意見の聴取とその反映を行う必要があるほか、こどもの権利制限をなるべく少なくして、安定したこどもの生活保障の取組を推進する必要があります。

こうした取組を進めるため、国から示された「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ることが必要となります。

一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとともに、国において策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえて定めた県条例の基準に沿って必要な環境整備を行っていきます。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

表1 前回計画の指標、目標値

【指標】	島根県の一時保護期間の割合 (単位 %)	
一人あたり一時保護日数	現況値 (H26～H30 平均)	目標値
31日以上	23%	20%以下

(ア) 前回計画の達成見込み

令和5年度の一時保護期間で31日以上の割合は19.6%(40件/204件)となっており、目標値を達成しています。

現在の状況が続いた場合には、計画最終年度である令和11年度の目標値が達成できる見込みです。

(イ) 要因分析等

一時保護の状況は様々であり、一時保護日数もケース個々の状況に左右されることが多く、今後の動向については非常に予測しにくい面があります。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量

各児童相談所の一時保護所について、施設面では出雲児童相談所を除いて概ね基準を満たしています。

出雲児童相談所については、現在、移転新築に着手し、令和9年4月の供用開始に向けて整備を進めています。

委託一時保護が可能な施設については、里親・ファミリーホームへの委託の推進の状況、それに伴う施設での受け入れの動向などを考慮する必要があります。

一時保護施設職員に対する研修について、個々の職員のキャリアアップに向けた研修プログラムの整備や、研修に参加する機会が確保できるよう、職員配置等の体制整備が課題となっています。

一時保護所の第三者評価は、令和3年度に全児童相談所において実施していますが、継続的な取組ができていない状況でしたが、令和7年度には一時保護所の第三者評価が実施できるよう、準備を進めていきます。

表2の1

番号	資源等		現在の整備・取組状況 (A)	計画期間					資源の必要量等 (B)	整備すべき見込み量 (B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	一時保護施設の定員数	中央	20	県条例で定めた基準に沿って必要な見直しを図っていきます。						
		出雲	15							
		浜田	12							
		益田	10							
② 評	一時保護専用施設確保数(箇所)		0	0	0	0	0	0	0	
③ 評	委託一時保護が可能な確保数	養育里親(世帯)	147	154	161	168	175	182	35	
		ファミリーホーム(箇所)	2	令和11年度までに4か所設置					4	2
		児童養護施設等(施設)	15	15	15	15	15	15	0	
④ 評	一時保護施設職員に対する研修	実施回数	4	研修プログラムの整備や、研修参加機会の確保などを検討						
		受講者数	7							

50 表2の2

番号	資源等		現在の 整備・取 組状況 (A)	計画期間					資源 の必 要量 等(B)	整備す べき見 込量 (B)- (A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
⑤ 評	第三者評価を実施し ている 一時保護施設	施設数	R3 実施 4	4	継続的な実施を検討					
		割合(%)	100	100						
⑥ 評	一時保護施設の平均入所日数*1		R5 実績 22.7日	一時保護の目的を達成するために要する必要 最小限の期間とします。						
⑦ 評	一時保護施設の平均入所率*2		R5 実績 17.9%							

51 *1 平均入所日数:年間の入所児童の入所延べ日数÷年間の入所児童の対応件数(実人員)
 52 *2 平均入所率:年間の入所児童の入所延べ人数÷年間日数÷児童相談所の一時保護定員(全児相の合計)

53
54

55 ウ 資源の整備・取組方針等

56
57
58
59
60
61

- ・国において策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえて県条例を制定し、県条例及び「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ります。
- ・出雲児童相談所一時保護所の男女混合処遇解消等のため、令和9年4月の供用開始に向けて移転新築工事を進めていきます。

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 全体目標②

支援を必要とする家庭等に対しては、市町村の家庭支援事業等を活用して予防的支援を行い家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、県(児童相談所)は市町村をはじめとした関係機関と緊密に連携しながら、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

児童相談所においては、こどもの最善の利益を実現するため、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底します。

具体的には、

- ① 元の家において安全かつ健全にこどもを養育できるよう最大限の支援を行い家庭復帰を目指す
- ② 元の家と関係や環境が近い親族による養育(親族里親等)
- ③ 特別養子縁組による新たな法的家族関係の形成
- ④ 里親による実親への養育支援や実親と里親との共同的な養育
- ⑤ 養育里親との普通養子縁組による継続的なつながり・支援関係を確保
- ⑥ 措置解除後の継続的なつながり・支援者の確保

といった目標を目指した支援が求められます。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

※前回計画に記載なし

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量

表1

番号	資源等	現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等 (B)	整備すべき見込み量 (B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	未整備						ウに記載	ウに記載
② 評	里親・ファミリーホームや施設(乳児院・児童養護施設)の平均措置期間							評価指標としてのみ把握	

26 ウ 資源の整備・取組方針等

27

28 現在、児童相談所には、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケー
29 スマネジメントを行うための専門チーム(係・担当・ワーキンググループ)等はありませんが、今
30 後、家庭養育優先原則・パーマネンシー保障のチェックや推進を行う体制を整えることが望ま
31 れます。

32

33 まずは、児童相談所における家庭養育優先原則・パーマネンシー保障について、各児童相
34 談所が同一の視点で取り組めるよう、共通の指針や見直し基準、チェックシステム等を作成
35 することを目指します。

36

37 また、実親に「こどもを取られてしまう」という不安を抱かせないよう、実親にとってわかり
38 やすい里親制度パンフレットの作成や、里親等と協働して行う実親とこどもとの交流の機会
39 の確保をすすめていく必要があります。

40

41 (2) 親子関係再構築に向けた取組

42

43 親子関係再構築支援は、施設入所等により分離したこどもの家庭復帰のみを目的とする
44 ものではなく、個々の親子のありように応じた新たな親子関係の構築を模索するものです。
45 分離前の虐待予防や復帰後の継続的な支援も含めた総合的な支援が重要となるため、その
46 ことを踏まえ、家族や地域、関係機関が協働して取り組む必要があります。

47

48 ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

49 ※前回計画に記載なし

50

51 イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量

52

53 表2の1

番号	資源等		現在の 整備・ 取組状 況 (A)	定量的な整備目標					資源の 必要量 等(B)	整備 すべき 見込量 (B)- (A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	親子再統合支援 事業による各種 支援の実施件数	支援員配置	0	0	0	0	0	4	4	
		支援メニューの 実施	0	0	0	0	0	4	4	
		資格取得支援	0	0	0	0	0	4	4	

54

55 表2の2

番号	資源等	現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
②評	親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	未整備						ウに記載	ウに記載
③評	親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	0回	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人
④評	児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	未整備						ウに記載	ウに記載
⑤評	保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	未整備						ウに記載	ウに記載

56

57 ウ 資源の整備・取組方針等

58

59 ① 児童相談所における親子再統合支援事業

60 ・児童相談所への親子関係再構築支援員の配置：令和11年度までに各児相に1人
61 ずつ配置することを目指します。

62 ・カウンセリングや保護者支援プログラム等の支援メニューの実施：現時点で事業と
63 して実施している支援メニューはありませんが、過去の取組状況や研修・取得してい
64 る資格等を生かしながら、今後の支援員の配置や児童心理司等による資格取得の状
65 況に応じて、令和11年度までに各児童相談所につき1事業が実施できるよう、検討し
66 ていきます。

67 ・資格取得支援：令和11年度までに各児相で毎年1人ずつ取得することを目指しま
68 す。

69 ・民間団体の育成については、県内で独自に育成することは困難な見通しであり、県
70 外の民間団体の活用について検討していきます。

71 ② 親子再統合支援に関する専任職員の配置や専門チームの配置

72 専任職員の配置について、検討していきます。

73 ③ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施

74 児童相談所職員全体のスキルアップを図るため、親への相談支援に関する児童相
75 談所職員への研修を年1回開催し、全職員が5年に1回程度受講することを目指します。

76 *児童相談所全職員数約150人として算出

77 ④ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス
78 取得に向けた体制の整備

79 児童心理司が保護者支援プログラム等の資格取得ができるよう、体制の整備を検
80 討していきます。

81 ⑤ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

82 児童相談所におけるニーズに応じ、保護者支援プログラム等を実施している民間団
83 体に業務を委託できるよう、体制の整備を検討していきます。

84
85 (3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

86
87 児童相談所は、家庭復帰が困難なケースに係るパーマネンシー保障の観点から、児童相
88 談所長による特別養子適格の確認の申立等を積極的に活用しながら、特別養子縁組が望ま
89 しいこどもと特別養子縁組を希望する者がスムーズに縁組みできるように継続的かつ多角的
90 な支援を行います。

91
92 ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

93 表3

番号	指標	R1年度の 状況	R6年度の 目標	R11年度の 目標	R5年度の 状況
①	児童相談所関与の特別 養子縁組成立件数	3件 (3年平均)	6件	9件	1.6件 (R3~5平均)
②	特別養子縁組研修受講 児童相談所職員数	0人(研修 形式未実施)	全職員	全職員	0人(研修 形式未実施)
③	特別養子縁組民間機関 との連携	0か所	1か所	2か所	0か所

94
95
96 (現状と要因等)

97 ① 児童相談所関与の特別養子縁組成立件数

98 現在、特別養子縁組の事案は少ない状況にあり、また、児童相談所長による適格申
99 立ても少ない状況です。特別養子縁組の成立件数は年によって増減がありますが、直
100 近10年の平均でも2.2件であり、現状では年間6件の達成は難しいといえます。

101 (参考)県内特別養子縁組の状況(松江家裁扱い、暦年集計)：令和1~5年は1~
102 7件で推移

103 ② 特別養子縁組研修受講児童相談所職員数

104 児童福祉司任用前研修等において制度説明のカリキュラムは設けていますが、全
105 職員を対象とした研修は定期的には行っていません。

107 ③ 特別養子縁組民間機関との連携
 108 県内に民間あっせん機関がなく、また、県外の民間あっせん機関とも個別ケースに応
 109 じた情報共有をするにとどまり、定期的な情報共有等を行っていません。民間あっせん
 110 機関からの問合せもほとんどない状況です。

111

112 イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量

113

114 表4

番号	資源等	現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等 (B)	整備すべき見込み量 (B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	1.6 R3~5 平均	3	3	3	3	3	1.4	
② 評	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0	①に含むものとする。						
③ 評	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備 *評価指標としては申立件数	2					ウに記載	ウに記載	
④ 評	里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備 *評価指標としては相談件数(把握困難)	0					ウに記載	ウに記載	
⑤ 評	特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	0人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	
⑥ 評	民間あっせん機関に対する支援・連携の有無						評価指標としてのみ把握		

115

116

117 ウ 資源の整備・取組方針等

118

119 ① 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

120 引き続き、児童相談所が特別養子縁組に関わっていることを広く一般に、又は児童

121 福祉に関係が深い職種や医療関係者に対して周知する機会を増やします。また、児童
122 相談所長による特別養子適格の確認の申立等を積極的に活用し、縁組みがスムーズ
123 に進められるよう支援します。成立件数の目標は年間3件とします。

124 ② 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

125 現在、県内に民間あっせん機関はなく、今後も設置や育成は難しい状況であるため、
126 県外の民間あっせん機関との情報共有や連携により取り組みます。成立件数の目標は、
127 引き続き、①の児童相談所関与の特別養子縁組成立件数に含むものとして考えます。

128 ③ 児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備

129 児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立を活用するため、児童相談
130 所と家庭裁判所との情報共有の機会の確保や他自治体の事例を参考とした研修の実
131 施に取り組みます。

132 ④ 里親支援センターやフォスターリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等
133 の相談体制の整備

134 関係機関を対象とした特別養子縁組に関する啓発活動等と併せて、各機関におい
135 て相談等があった場合には児童相談所への繋ぎや民間あっせん機関の紹介等の支援
136 をしてもらえるよう、連携の体制づくりを検討していきます。

137 また、望まない妊娠・出産をした女性が特別養子縁組も選択できるよう、性暴力被害
138 者支援機関や医療機関との連携や情報提供等の支援について検討していきます。

139 ⑤ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

140 特別養子縁組支援への取り組みやすさを図るため、特別養子縁組に関する児童相
141 談所職員への研修を年1回開催し、全職員が5年に1回程度受講することを目指します。

142 *児童相談所全職員数約150人として算出

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 全体目標②

(1) 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

策定要領に基づいて算出した「里親等委託が必要な子ども数の見込み」については以下のとおりです。

【算式1】 (R6.5末時点)

a	里親・ファミリーホーム委託子ども数	46
b	一時保護児童のうち、里親委託が必要な子ども数	5
c	乳児院・児童養護施設入所児童のうち、里親等委託が必要な子ども数	77
	(乳幼児) 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	16
	(乳幼児) 児童養護施設に入所することもで乳児院から措置変更された乳幼児数	2
	(乳幼児) 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数(乳児院からの措置変更除く)	1
	(学童期以降) 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数	58

$$a + b + c$$

≒52.9%

242(代替養育を必要とする子ども数)

【算式2】 (R6.5末時点)

a	里親・ファミリーホーム委託子ども数	46
b	一時保護児童のうち、里親委託が必要な子ども数	5
c	乳児院・児童養護施設入所児童のうち、里親等委託が必要な子ども数	51
	在宅で代替養育の可能性が高い子ども数 (県主管中～最重度・市町村主管重～最重度)のうち 里親等委託が必要な子ども数	2

$$a + b + c + d$$

≒43.0%

242(代替養育を必要とする子ども数)

19

20 年齢別の子ども数も含めて、年度ごとの里親等委託が必要な子ども数を見込むと、以下の
21 とおりです。

【里親等委託を必要とする子ども数の将来推計】

(人)

(算式1) 52.9%

		R6. 5月	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託を必要とする子ども数		128	127	122	118	115	111
内訳	3歳未満	16	16	15	15	14	14
	3歳以上の就学前	19	19	18	17	17	16
	学童期以降	93	92	89	86	84	81

(算式2) 43.0%

		R6. 5月	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託を必要とする子ども数		104	102	99	96	94	91
内訳	3歳未満	13	13	12	12	12	12
	3歳以上の就学前	15	15	15	14	14	13
	学童期以降	76	74	72	70	68	66

22

23

24 ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

25 表1の1

番号	指標		R1年度の状況	R6年度の目標	R11年度の目標	R5年度の状況
①	里親委託率(%)	3歳未満	32.0	35.0	50.0	21.1
		3歳～就学前	14.7	25.0	33	52.0
		学童期以降	27.0	33.0	40	25.2
②	新規登録里親世帯数・人数(親族里親含む)		21世帯 36人	全区分で 毎年12世帯	全区分で 毎年12世帯	33世帯 56人
③	登録里親世帯数・人数	養育里親	109世帯 182人			147世帯 244人
		専門里親	18世帯 21人			19世帯 23人
		養子縁組里親	44世帯 88人			63世帯 123人
		親族里親	5世帯 7人			5世帯 5人

26

27

28

29

30 表1の2

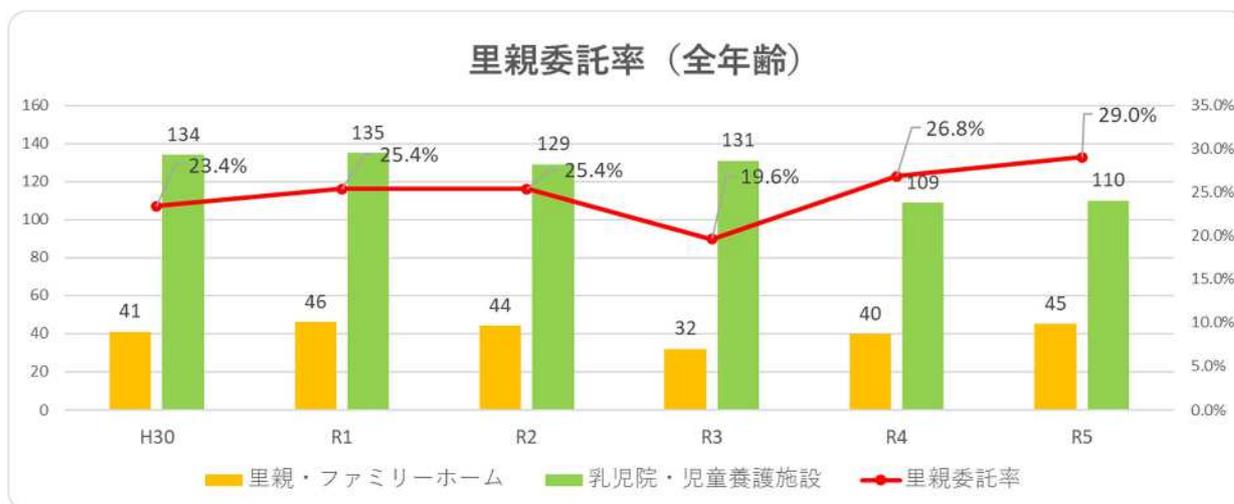
番号	指標	R1年度の状況	R6年度の目標	R11年度の目標	R5年度の状況
④	委託里親世帯数(実質)	36	50	59	33
⑤	委託子ども数	38	53	64	38
⑥	ファミリーホーム数	2	3	3	2
⑦	一中学校区一里親の割合(%)	62.1 (H30年度)	80	100	68.5
⑧	家庭生活体験事業活用子ども数	13	22	24	18
⑨	里親制度周知研修(実施回数)	22 (H30年度)	R1を上回る	R6を上回る	18

31

(現状と要因等)

32

33 ① 里親委託率



34

35

36

37

38

39

40

41

令和5年度末は全体で 29%と徐々に増加していますが、全体の子ども数や施設入所子ども数の減による要素も大きく、委託している子ども数は現状としては横ばいです。里親等への委託が伸びない要因としては、実親の同意が得られにくい、里親への委託が難しい子どもが増えている、里親への支援が十分にできていない、といったことが挙げられます。

42 ② 新規登録里親世帯数

43 年度ごとにばらつきはありますが、概ね達成しています。令和3年度から市町村の
44 子育て支援短期事業において里親が直接委託を受けることが可能になり、短期的な
45 委託なら引き受けられるとして登録される里親も増えつつあります。

46 ③ 登録里親世帯数

47 高齢化等により里親登録を辞退される方が増えており、全体の登録数としては伸
48 び悩んでいます。また、専門里親が増加しておらず、虐待を受けた子どもや障がい
49 ある子どもの預け先としての専門里親が不足しています。

50 ④ ⑤委託里親世帯数、委託子ども数

51 実際に子どもを委託されている里親世帯数としては、横ばいの状況です。全体のこ
52 ども数が減少傾向であることや、里親への委託が難しい子どもが増えていることが要
53 因として挙げられます。

54 ⑥ ファミリーホーム数

55 県内2か所を維持しています。ファミリーホームへの委託子ども数も近年横ばいの
56 状況ですが、里親委託よりも実親の同意が得やすいというメリットを生かして、設置
57 数・委託子ども数を増やしていくことが期待されます。

58 ⑦ 一中学校区一里親

59 県独自の指標であり、7割前後の中学校区に1世帯以上の里親が登録されている
60 という状況を維持しています。

61 ⑧ 家庭生活体験事業活用子ども数

62 児童相談所における事業と施設における事業の活用数の合計であり、近年10～20
63 件程度で推移しています。長期的な里親委託が難しい子どものための短期の家庭生
64 活体験や委託に向けたマッチングのほか、里親の養育トレーニングとしても有効であり、
65 今後も継続した活用が期待できます。

66 ⑨ 里親制度周知啓発研修

67 一般向けの研修としては、年1回ずつ、普及啓発講演会と里親大会を実施するほか、
68 各地区里親会において一般、学生、行政職員向け等の出前講座や里親によるおはなし
69 会等を実施しています(令和5年度出前講座8件、おはなし会・ミニおはなし会8件)。し
70 かし、まだ十分に里親制度が理解されているとはいえず、学校や行政手続において、
71 里親から改めて説明が必要になることや手続がスムーズに進まないこともあります。

72 普及啓発の方法としては、里親の体験や思いを伝え、参加者が里親制度をより身近
73 に感じる効果が効果的と考えられます。

74

75

76

77

78 イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量

79 表2

番号	資源等		現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等 (B)	整備すべき見込み量 (B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	里親等委託率 (%)	3歳未満	21.1	32	43	54	65	75	53.9	
		3歳以上～就学前	52.0	56	60	65	70	75	23	
		学童期以降	25.2	30	35	40	45	50	24.8	
② 評	登録率 (%) * 代替養育を行っている子ども数に対する里親等の受け入れ可能数		127.4	128	128.5	129	129.5	130	2.6	
③ 評	稼働率 (%) * 里親等の受け入れ可能数に対する実際の委託数		22.8	24	26	28	29	30	7.8	
④ 評	里親登録数 * 評価指標は里親登録数、新規里親登録数、委託里親数、委託子ども数	養育里親	147世帯 244人	154世帯	161世帯	168世帯	175世帯	182世帯	35世帯	
		専門里親	19世帯 23人	20世帯	21世帯	22世帯	23世帯	24世帯	5世帯	
		養子縁組里親	63世帯 123人	67世帯	71世帯	75世帯	79世帯	83世帯	20世帯	
⑤ 評	ファミリーホーム数 * 評価指標はFH数、新規設置数、委託子ども数		2	令和11年度までに4か所設置				4	2	
⑥ 評	里親登録に係る県児童福祉審議会の開催件数		11	11	11	11	11	11	0	
⑦ 評	里親登録(認定)に対する委託里親の割合 (%) (年間に1回でも委託のあった里親数)							評価指標としてのみ把握		
⑧ 評	≪県独自目標・指標≫ 短期委託を含めた委託里親の割合 (%)		39.1	43	47	52	56	60	20.9	
⑨ 評	≪県独自目標・指標≫ 一中学校区一里親 (%)		68.5	75	80	85	95	100	30	
⑩ 評	≪県独自目標・指標≫ 啓発・新規開拓のための講演会等の実施回数		18	20	23	25	28	30	12	

80

81

82

83 ウ 資源の整備・取組方針等

84
85 ① 里親等委託率

86 全国的には乳幼児については75%、学童期以降については50%の里親等委託率
87 を目標とすることとされており、県も目標値として同率を設定します。

88 一方で、里親のスキルが地域での子育てを通して予防的な支援に生かされること
89 にも注目し、措置としての委託以外の短期的な委託の増加にも取り組みます(⑧)。

90 里親等委託の決定にあたり、児童相談所においては、こどもの特性やきょうだいの
91 関係性など個々の状況を踏まえることや、こども本人の意見を聴くなど、丁寧な調査
92 を行って方針決定に反映させることが重要です。その上で、家庭養育優先原則とパー
93 マネンシー保障の理念に関する理解を深めるとともに、これに基づくケースマネジメン
94 トを徹底し、里親等への委託を最優先に検討することや、施設入所児童については調
95 査や確認等を行い里親等委託への変更について定期的に見直すなど、こどもにとっ
96 て最適な養育が行われるよう努めます。

97 ②③ 登録率、稼働率

98 幅広い里親の中からマッチングできるよう、登録率(里親登録数及びファミリーホーム
99 数)の増加を目指します。また、養育トレーニングや助言等の支援により未委託里親の
100 減少(稼働率の増加)をはかります。

101
102 **【登録率】**

$$\frac{\text{里親登録(認定)数} \times \text{平均受託こども数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所こども数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託こども数}}$$

103
104 **【稼働率】**

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託こども数}}{\text{里親登録(認定)数} \times \text{平均受託こども数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

105
106 ④ 里親登録数

107 普及啓発活動の取組により、引き続き里親登録数の増加を目指します。また、希望
108 者だけではなく積極的に専門里親の研修受講を促し、専門里親の登録数の増加をは
109 かります。

110 ※(令和1~5年度新規登録世帯数 - 令和1~5年度消除世帯数)の平均:養育
里親+7、専門里親+1、養子縁組里親+4

- 111 ⑤ ファミリーホーム数
112 現在ファミリーホームが設置されていない県中部を中心として増設を目指します。出
113 雲児童相談所管内、浜田児童相談所管内で1つずつのファミリーホーム設置を目指しま
114 す。
- 115 ⑥ 里親登録にかかる児童福祉審議会の開催件数
116 現在、8月を除いて月1回、年11回の里親登録審議の機会があるため、これを維持し
117 ていきます。
- 118 ⑦ 短期委託を含めた委託里親の割合
119 年間に最低1回以上、措置又は措置以外の短期委託(子育て短期支援事業、一時保
120 護委託、レスパイト・ケアの受け入れ、家庭生活体験事業のうちいずれか)を受けた里
121 親世帯数を把握しつつ、短期であっても多くの里親世帯が子どもに関わる機会を増や
122 せるよう目指します。
- 123 ⑧ 一中学校区一里親
124 子どもが現在の地域生活を可能な限り維持しながら安全安心に過ごせるよう、引き
125 続き全中学校区に1世帯以上の登録があるよう目指します。
126
- 127 ⑩ 講演会等の実施
128 引き続き、一般向けの講演会やイベントを実施するほか、出前講座やおはなし会、
129 SNS やホームページなどを活用して里親制度の普及や情報発信に努めます。
130 特に、行政職員や学校教職員への制度周知に努め、里親・里子に寄り添い、各種手
131 続がスムーズに進むようになることを目指します。
- 132 ⑪ その他
133 里親は、里親になりたい動機もそれぞれの環境も異なります。そのため、すべての里
134 親が中長期の委託を目指す必要はなく、個々の事情に応じた委託の受け入れや、委託
135 以外の活動(短期委託のみの受け入れ、他の里親の支援、後継里親の育成、普及啓発
136 活動等)も、里親等委託の推進には必要な取組と言えます。里親それぞれの得意分野
137 や能力を生かして、多様な視点から委託の推進を図り、里親等委託率、登録率、稼働
138 率の向上につなげます。
139
- 140 (2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
141
- 142 現在、県における里親支援業務は主として児童相談所が行っているほか、啓発や研修につ
143 いて部分的・個別的に外部委託を行っています。一方で、研修後のフォローアップを行ったり、
144 里親の状況を把握したりすることや、委託中の支援、委託解除前後の支援については十分に
145 行えているとはいえ、里親への委託が増えていかない要因となっています。
146 児童福祉法の改正により令和6年度から里親等支援業務を包括的に行う里親支援センタ

147 一が児童福祉施設に位置づけられました。県においても里親支援センターを設置し、里親等
 148 がより安心して委託を引き受けられるようになることや、里親等への委託が増加することを目
 149 指します。

150

151 ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

152 表3

番号	指標	R1年度の状況	R6年度の目標	R11年度の目標	R5年度の状況
①	里親養育の不調	2世帯3件	0世帯0件	0世帯0件	1世帯
②	フォスタリング実施機関数(委託)	1か所	3か所	6か所	3か所(県里親会、県社会福祉士会、研修実施機関)
③	里親支援専門相談員数	2人	4人	4人	2人(R6年度3人)

153

(現状と要因等)

154

155 ① 里親養育の不調

156 年度によっては発生しない年もあり、発生件数も多くはないものの、なくなる状態
 157 況です。明確に「不調」と位置づけない場合でも、潜在的に里親と里子間、里親と児童
 158 相談所間の関係悪化が一因となって措置解除に至るケースも想定されます。要因とし
 159 ては、マッチングの不十分さと、里親家庭への支援の不足が挙げられます。

160 ② フォスタリング実施機関数

161 啓発や研修については外部のフォスタリング機関に委託して実施していますが、一
 162 部にとどまり、また、里親支援の大部分は個別ケース対応として児童相談所が担って
 163 いますが、十分に支援が行き届かない状況です。

164 ③ 里親支援専門相談員数

165 乳児院に1名、二つの児童養護施設に各1名の3名を配置していますが、県東部に偏
 166 っています。おはなし会や里親間・里子間交流、里親宅訪問など、里親の新規登録促進
 167 や里親支援の活動を行っていますが、県東部での活動が多く、県西部への展開が求め
 168 られます。

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178 イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量

179 表4

番号	資源等	現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等 (B)	整備すべき見込み量 (B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	里親支援センターの設置数	0	1	1	1	1	1	1	
② 評	民間フォスタリング機関の設置数 ※里親支援専門相談員配置施設を含む。	6					6	0	
③	児童相談所における里親等支援体制の整備	里親養育支援児童福祉司 4人					ウに記載	ウに記載	
④ 評	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数(人)	0	5	5	5	5	5	5	
⑤ 評	《県独自目標・指標》 里親養育の不調(世帯数)	1	0	0	0	0	0	▲1	
⑥ 評	《県独自目標・指標》 レスパイト・ケア利用件数	5	6	7	8	9	10	5	

180

181 ウ 資源の整備・取組方針等

182

183 ① 里親支援センターの設置数

184 包括的な里親・ファミリーホームの支援機関として、県では令和7年度に、新たに里親支援センターを設置します。里親支援センターは、施設に配置された里親支援専門相談員や、児童相談所、市町村、施設、医療機関、教育機関とも連携をとり、役割分担をしながら、里親登録前から、里子自立後までの、継続的な里親(ファミリーホーム)・里子のための相談先・支援拠点として機能します。

189 ② 民間フォスタリング機関の設置数

190 啓発や研修など一部の事業委託を除いて、里親支援機能を里親支援センターに集約します。

192

193 ③ 児童相談所における里親等支援体制の整備

194 里親登録や里親委託の措置は行政権限の行使であるため、最終的な責任は県(児
195 童相談所)にあります。また、委託中はこどもの状況の把握や実親との交流等も含め、
196 児童相談所が中心となってケースマネジメントを行う必要があります。

197 こどもが里親家庭においてより安定して適切に養育されるよう、各児童相談所には
198 引き続き里親養育支援児童福祉司を配置します。里親養育支援児童福祉司は、ケー
199 スワーカーとの役割分担と十分な連携の上で里親支援に当たるとともに、支援の拠点
200 となる里親支援センターと里親支援専門相談員、各ケースに関わる市町村や関係機
201 関等との連携・調整を図ります。

202 ④ 必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

203 コロナ禍前に各施設で受け入れていた養育体験や養育ボランティアが再開されつつ
204 あります。こうした機会が増えるよう支援したり、積極的に PR したりすることで、任意
205 研修の推進に取り組みます。特に未委託里親のトレーニングの機会として子育て短期
206 支援事業のほか保育ボランティアやファミリーサポートなど市町村が実施する事業も活
207 用しながら里親の育成を図ります。

208 また、専門的なトレーニングによって実際の養育に必要なスキルやコツを身につける
209 ことで安心して養育に当たることができたり、里親が自身の養育スキルを振り返ること
210 でより豊かな里親養育が展開できたりする可能性があります。県や里親支援センター
211 は様々な研修情報を幅広く提供し、積極的にスキルアップ研修の開催や、研修受講の
212 支援に取り組みます。

213 ⑤ 里親養育の不調

214 引き続き、里親養育の不調がなくなることを目指すとともに、里親養育の不調が生じ
215 た際は、可能な範囲でその背景・要因等を検証し、その後の不調の減少・予防に生か
216 すよう努めます。

217 養育にあたっては、児童相談所や里親支援センターによる支援だけでなく、里親・里
218 子間の相互交流を促進することが相互支援にもつながるため、里親会が主催する里親
219 交流イベント等の実施を促進・支援します。こうした顔の見える関係を広げることで、養
220 育の相談や課題の共有をしやすくし、養育の負担感の軽減を図ります。

221 ⑥ レスパイト・ケアの利用件数

222 里親養育の不調を予防する一つの手立てとして、レスパイト・ケアの利用が有効です。
223 里親・里子の双方の気持ちの切り替えやリフレッシュのために、前向き・積極的な利用を
224 増やしていくことが、安定的な養育につながります。児童相談所のほか、里親支援センタ
225 ーや里親支援専門相談員も、それぞれに里親研修やマッチング、委託の決定、委託後の
226 支援、里親間交流など、あらゆる機会を通じて、レスパイト・ケア活用の有効性について
227 説明するなど、里親に対して積極的に利用を促し、利用件数の増加を目指します。

228 レスパイト・ケア利用が増加するためには、レスパイト・ケア時の里親・里子への心理的

229 支援の実施など、レスパイト・ケアの内容の充実も含め、里親が利用したいと思えるレス
230 パイト・ケア体制の整備が必要です。さらに、緊急的な短期預かりが可能な里親の状況
231 把握や、施設における受け皿確保など、地域ごとのレスパイト・ケア体制の整備にも取り
232 組みます。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

全体目標②

乳児院や児童養護施設などでは、「できる限り良好な家庭的環境」で子どもを養育できるよう、施設の小規模化かつ地域分散化を着実に進めるとともに、これまで培ってきた専門性を十分に地域で活かすために高機能化・多機能化を図るとともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」として、それぞれの施設の強みを生かした機能転換についても検討していきます。

また、代替養育を必要とするこどもの数の減少と里親等委託を推し進めることにより生じる施設で養育が必要なこどもの数の減少を踏まえながらも、代替養育が必要なこどもの行き場がなくなることがないように十分な受け皿確保に留意し、施設が社会的養育の「最後の砦」として役割が果たせるように検討していきます。

(1) 施設で養育が必要なこども数の見込み

表1 施設で養育が必要なこどもの数(児童養護施設・乳児院)

番号	施設	現在の状況	計画期間				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①	施設で養育が必要なこども数(3歳未満)	16					
②	施設で養育が必要なこども数(3歳以上の就学前)	10	今後検討して記載				
③	施設で養育が必要なこども数(学童期以降)	86					

R6 は5月末日現在の実員

表2 施設で養育が必要なこどもの数(児童心理治療施設・児童自立支援施設)

番号	施設	現在の状況
		R6
④	児童心理治療施設の入所こども数	14
⑤	児童自立支援施設の入所こども数	14

R6 は5月末日現在の実員

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

表3は、前回計画における「施設で養育が必要なこども数」であり、令和11年度の推計が19人に対し、令和5年度末実績が107人でした。数字だけを見ると、想定を上回るペースで減少しているように見えますが、措置人数は年間を通じて変動し、年度末は措置人数が若干減少する傾向があることや、令和11年度見込みの119人は年間のうち最大の措置人数に対応できるよう推計されていることなどを考慮することが必要です。

表3 施設で養育が必要なこども数(前回計画)

	前回計画の指標		今回計画	
	R11年度 (推計)※		R5年度末 (実績)	
乳児院	11		19	
児童養護施設	108		88	
安来学園	-		26	
双樹学院	-		41	
聖唹寮	-		21	
計	119		107	

※前回計画における「代替養育が必要なこどもの見込み」から「里親委託が必要なこども数の見込み」を減じて算出された数値

53 表4は、前回計画における「施設で養育が必要なこども数を踏まえた施設規模」です。乳児
 54 院と児童養護施設をあわせた施設定員合計は、前回計画の令和元年度と令和5年度末の実
 55 績がそれぞれ200名と変動はありませんが、R6年度以降、各養護施設において、施設養育
 56 が必要なこども数の見込み減に伴い、施設小規模の改修等に併せて定員を縮小する予定で
 57 あり、R11年度には150人となる見込みです。

58

59 施設の利用者(※)については、前回計画における R11年度推計が171人のところ、R5年度
 60 末時点の実績は113人でした。年度末は措置人数が減少する時期となることもあり、推計人
 61 数をかなり下回っています。一方で、前回計画では計上はしていませんが、市町村が実施す
 62 る家庭支援事業による利用も一定程度見込まれるため、今回計画ではこの数も考慮しておく
 63 必要があります。

64

65 表4 施設で養育が必要なこども数を踏まえた施設規模(前回計画)

	前回計画の指標			→	今回計画		
	定員		利用者(※)		定員		利用者(※)
	R1年度(実績)	R11年度(推計)	R5年度末(実績)		R11年度(予定)	R5年度末(実績)	
乳児院	30	30	27		30	30	22
児童養護施設	170	145	144		170	120	91
安来学園	60	60	-		60	42	27
双樹学院	60	50	-		60	36	42
聖煌寮	50	35	-		50	42	22
計	200	175	171		200	150	113

66 (※) 施設で養育が必要なこども数、乳児院(3歳以上)、児童養護施設(3歳未満)、一時保護、18歳以上の
 67 措置延長を合算した人数

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79 表5は、前回計画における評価指標である、「小規模または地域分散化された施設(※)の入
 80 所こども数」の一覧です。小規模または地域分散化された施設の入所こども数については、
 81 前回計画策定時の令和元年度が61人、令和11年度の目標が127人に対し、現状では令和1
 82 1年度末(予定)が150人であり、前回計画の目標値を上回る予定です。

83

84 さらに、小規模または地域分散化された施設入所こども数の定員全体に占める割合でみ
 85 れば、前回計画策定時の令和11年度(目標)が 72.6%に対して、現状では令和11年度(予
 86 定)には 100.0%となり、全ての施設において小規模または地域分散化などに取り組む予定
 87 です。

88

89 表5 前回計画の評価指標及びその実績等

	前回計画の指標		今回計画	
	R1 年度 (実績)	R11 年度 (目標)	R5 年度 (実績)	R11 年度 (予定)
施設で養育が必要なこどもの数(施設定員)	200	175	200	150
施設種別ごとの小規模または地域分散化(※1)された施設の入所こども数	61	127	87	150
乳児院	10	20	30	30
小規模化(施設内、敷地内)	10	20	30	30
地域分散化	0	0	0	0
児童養護施設	51	107	57	120
小規模化(施設内、敷地内)	39	95	45	96
地域分散化	12	12	12	24
小規模または地域分散化(※)されていない施設の入所こども数	139	48	113	0

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101 (※) 前回計画では「小規模かつ地域分散化された施設」と表記してあるが、その内容は「施設内小規模または地
 102 域分散化小規模施設」という意味で用いられていることから、今回計画では「小規模または地域分散化施設」とい
 103 う表記とする。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量

県では、平成27年度に策定した「島根県社会的養護体制推進計画」を契機に、乳児院、児童養護施設等において計画的に施設の小規模化や地域分散化が進められてきました。

表6の1は、小規模かつ地域分散化した施設(分園)数とそこに入所する児童数です。児童養護施設において、令和9年度に2か所(それぞれ定員6人)新たに整備される計画となっています。

表6の1 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等(小規模化等)

番号	資源	施設種別	現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	小規模かつ地域分散化した施設(分園)数	児童養護	2	2	2	4	4	4	2	
		乳児院	0	0	0	0	0	0	0	
② 評	小規模かつ地域分散化した入所児童数(人数) (①の入所定員)	児童養護	12	12	12	24	24	24	12	
		乳児院	0	0	0	0	0	0	0	

次ページ、表6の2は、養育機能強化のための加配職員についての現状及び整備すべき見込量等です。施設に措置しているこどもは、虐待により心に深い傷を受け情緒的課題などを抱えていることから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。併せて、こどもの早期家庭復帰を促進し、親子関係の再構築等を図るために保護者等に対する相談援助を行うほか、こどもへの退所前後の自立に向けた支援の強化など、施設における養育の質と専門性の更なる向上が必要です。

措置費の加算は、人員配置基準以上に専門的な知識を持つ者を配置し十分な人員によって質の高いサービス提供をすることを評価するために行われています。すべての施設において必要に応じて加配職の配置がなされているところですが、計画期間内には児童養護施設2施設において、新たに各1名ずつ自立支援担当職員(③の3)の配置が計画されています。

130 表6の2 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等(養育機能強化のための加配)

番号	資源	施設種別	現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
③の1評	養育機能強化のための専門職【家庭支援専門相談員】の加配施設数	児童養護	1	1	1	1	1	1	0	
		乳児院	0	0	0	0	0	0	0	
		心理治療	1	1	1	1	1	1	0	
		自立支援	0	0	0	0	0	0	0	
	養育機能強化のための専門職【家庭支援専門相談員】の加配職員数(人数)	児童養護	1	1	1	1	1	1	0	
		心理治療	1	1	1	1	1	1	0	
③の2評	養育機能強化のための専門職【心理療法担当職員】の加配施設数	児童養護	3	3	3	3	3	3	0	
		乳児院	1	1	1	1	1	1	0	
		心理治療	1	1	1	1	1	1	0	
		自立支援	1	1	1	1	1	1	0	
	養育機能強化のための専門職【心理療法担当職員】の加配職員数(人数)	児童養護	3	3	3	3	3	3	0	
		乳児院	1	1	1	1	1	1	0	
		心理治療	1	1	1	1	1	1	0	
		自立支援	2	2	2	2	2	2	0	
③の3評	養育機能強化のための専門職【自立支援担当職員】の加配施設数	児童養護	0	0	1	2	2	2	2	
		心理治療	0	0	0	0	0	0	0	
		自立支援	0	0	0	0	0	0	0	
		心理治療	0	0	0	0	0	0	0	
		自立支援	0	0	0	0	0	0	0	
	養育機能強化のための専門職【自立支援担当職員】の加配職員数(人数)	児童養護	0	0	1	2	2	2	2	

131

132

133

134

135 表6の3は、養育機能強化のための事業実施についての現状及び整備すべき見込量等です。
 136 現在は児童心理治療施設において家族療法事業が実施されていますが、今後児童養護施
 137 設1施設において親子支援事業(④の1)(※)を実施するよう検討していきます。

138

139 表6の3 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等(養育機能強化のための事業)

番号	資源	施設種別	現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
④の1評	養育機能強化のための事業【親子支援事業】の実施施設数	児童養護	0	0	1	1	1	1	1	
		乳児院	0	0	0	0	0	0	0	
		心理治療	0	0	0	0	0	0	0	
		自立支援	0	0	0	0	0	0	0	
④の2評	養育機能強化のための事業【家族療法事業】の実施施設数	児童養護	0	0	0	0	0	0	0	
		乳児院	0	0	0	0	0	0	0	
		心理治療	1	1	1	1	1	1	0	
		自立支援	0	0	0	0	0	0	0	

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154 (※)親子支援事業とは、施設が市町村、児童相談所及びその他関係機関と連携し、地域における要支援家庭等
 155 の親子を通所又は宿泊により受入れて、親子分離に至る前に親子関係の再構築に向けた日常的な支援を行う事
 156 業

157 表6の4は施設の多機能化のための事業にかかる現状及び整備すべき見込量等となりま
 158 す。現状では市町村から家庭支援事業を委託されているのが児童養護施設3施設と乳児院
 159 となります。

160

161 児童家庭支援センターと里親支援センターは、現状において県内の設置はありませんが、
 162 今後、児童家庭支援センターは令和10年度に児童養護施設において1か所の設置を目指し
 163 て検討し、里親支援センターは令和7年度に乳児院において設置を進めていきます。

164

165 母子生活支援施設においても、令和7年度から市町村の子育て短期支援事業の委託を進
 166 めていきます。

167

168 表6の4 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等(施設の多機能化のための事業)

番号	資源	施設種別	現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
⑤ 評	一時保護専用施設の整備施設数	児童養護	0	0	0	0	0	0	0	0
		乳児院	0	0	0	0	0	0	0	0
		心理治療	0	0	0	0	0	0	0	0
		自立支援	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 評	児童家庭支援センターの設置施設数	児童養護	0	0	0	0	1	1	1	
		母子支援	0	0	0	0	0	0	0	
⑦ 評	里親支援センター、里親養育包括支援(フォスターリング)事業の実施施設数	児童養護	0	0	0	0	0	0	0	
		乳児院	0	1	1	1	1	1	1	
⑧ 評	妊産婦等生活援助事業の実施施設数	乳児院	0	0	0	0	0	0	0	
		母子支援	0	0	0	0	0	0	0	
⑨ 評	市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(子育て短期支援事業)	児童養護	3	3	3	3	3	3	0	
		乳児院	1	1	1	1	1	1	0	
		心理治療	0	0	0	0	0	0	0	
		母子支援	0	1	1	1	1	1	1	

169

170

171 ウ 整備・取組方針

172

173 (ア) 児童養護施設

174

175 児童養護施設は、保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもに対
176 し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつ
177 つ養育を行い、子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援する機能があります。

178

179 令和5年に子ども家庭庁が行った「児童養護施設入所児童等調査の概要(※)以下、児童養
180 護施設入所児童等調査という」によると、児童養護施設において、虐待経験がある子どもは
181 71.7%(前回調査(平成30年)では 65.6%、以下同じ)、何らかの障がいを持つ子どもが
182 42.8%(前回 36.7%)と増えていて、専門的なケアの必要性が一層増しています。

183

184 双樹学院においては、現在の定員が60名、本体内に小規模グループケアが1施設、敷地
185 内小規模グループケアが2施設となっていますが、R8年度からは全面小規模化に着手し、R
186 10年度からは定員を36名とする計画です。なお、施設の多機能化の取組としては、子育て
187 短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)、ふくしなんでも相談窓口(市社会福祉法
188 人連絡会事業)の設置等、地域の福祉のニーズに応じているところです。

189

190 また、双樹学院では、子どもの年齢や発達、興味関心に応じて、体育館での運動や職員に
191 よる音楽療法、ボランティアによる読み聞かせや川柳、工作、公文式学習や乗馬、ピアノ、絵
192 画など、子ども一人ひとりの遊びや学びの場の確保を積極的に行っています。ほかにも地域
193 の行事への参加を通じて、地域交流とあわせて社会で必要なルールを学んでいます。

194

195 安来学園においては、現在の定員が60名、本体内に小規模グループケアが2施設、小規
196 模地域分散化施設が1施設となっていますが、令和9年度からは本体内の小規模グループケ
197 アが4施設、小規模地域分散化施設が3施設とし、定員を42名とする予定です。また、自立
198 支援担当職員(加配)の配置とともに、児童家庭支援センターの設置を検討し多機能化も進
199 めていきます。

200

201 また、安来学園では、各グループで誕生日会を催し、子どもと対話をしながら、生まれてき
202 たことを職員と一緒に喜んだり、「安来学園安全委員会」の取組みを通して、暴力防止だけで
203 なく、個々の子どもたちが意見を言いやすい、子どものアドボカシーが行える土壌を作り、こ
204 も達から生活の悩み等も含め広く聞き取りが行われています。

205 (※)児童養護施設入所児童等調査の概要(令和5年2月1日現在) 子ども家庭庁支援局家庭福祉課 子ども家
206 庭庁支援局障害児支援課(令和6年2月)

207 聖煌寮においては、施設の建替・改修が行われ、定員が50名から令和6年度末に42名、
208 本体での小規模グループケアが6、小規模地域分散化施設が1となり、全面小規模化となりま
209 した。さらに令和8年度には「親子統合支援室」において、自立支援担当職員(加配)を配置し
210 児童自立生活援助事業を実施するとともに、親子支援事業を行うなど機能強化を図る予定
211 としています。

212

213 また、聖煌寮では、長い歴史のある地域の児童養護施設として、地域行事への参加や地域
214 の石見神楽団へ参加するなど、こどもから大人まで、多くの人との交流を通じて、地域からの
215 温かい見守りのほかにも地元の小中学校、医療機関等との連携会議による情報共有が行わ
216 れ、こども達の養育・支援に役立てています。さらに島根県立大学、島根県臨床心理士・公認
217 心理師協会の講師によるスーパーバイズを通じて、こどもへの対応方法や専門性、職員の資
218 質の向上に取り組み、こども一人ひとりの個性、特性等を理解しての養育・支援等を行って
219 います。

220

221

222 (イ) 乳児院

223

224 乳児院では、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育しています。

225

226 児童養護施設入所児童等調査によると、乳児院においては虐待経験があるこどもが
227 50.5%(前回 40.9%)であり、施設における専門的ケアのみならず、保護者支援、退所後の
228 アフターケアを含む親子関係再構築支援の役割が重要です。

229

230 松江赤十字乳児院においては、計画的に養育体制の小規模化が進められ、R5年度には
231 グループケア5ユニット定員30名の小規模ユニットへ全面移行し、誕生会、お出掛け、買い
232 物、クッキング等、家庭的な雰囲気での養育・支援を行っています。さらにR7年度は、里親支
233 援センターを開設し多機能化を進める予定です。他、従前から子育て短期支援事業、病児・
234 病後児保育事業、子育て支援センター運営による育児サロン、育児電話相談、食事相談等
235 を実施し、地域の子育てに関する取組みや乳児院としての専門的知識等を活用した交流が行
236 われています。

237

238 また、サービス向上委員会を設置し、苦情や要望に対して適切に対応・検討し、入所児等
239 の権利擁護に努めるとともに、養育委員会、教育委員会、衛生・環境委員会等を設置し、年
240 間事業計画を策定する等、組織運営を支える体制を整備しています。

241

242

243 (ウ) 児童心理治療施設及び児童自立支援施設

244

245 児童心理治療施設は、家庭や学校、地域などで心理的あるいは環境的な要因でつまづき
246 や混乱を生じたこどもが短期間入所し、こころの健康をとりもどし、社会生活に適応するため
247 に必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行う施設です。

248

249 児童心理療育センターみらい(以下、みらい)においては、こども一人ひとりの特性に適応
250 した心理療法(個人心理療法、集団心理療法、遊戯療法、箱庭療法)や「セカンドステップ」
251 「アニマルセラピー」等を取り入れています。セカンドステップレッスンのファシリテーター資格
252 を取得し、問題解決に向けた前向きな意識やコミュニケーション力を向上させるための治療・
253 支援が実施されています。一方で、平成22年度の開設時と比べると、入所を必要とするこども
254 の年齢や特性に変化がみられるため、施設における対応や退所後の適応状況について検
255 討・検証することが考えられます。また、みらいに入所している小中学生は、隣接する県立出
256 雲養護学校みらい分教室に通っていますが、こどもの状況に配慮した学習環境の提供につ
257 いても併せて検討が必要です。

258

259 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのあるこども、及び家庭環境など
260 の理由により生活指導等を要するこどもが入所し、個々のこどもの特性に応じて必要な指導
261 及び自立支援を主とする施設ですが、現在では、被虐待体験や発達障がいを抱えるこどもの
262 入所が増加していることから、個別支援や心理治療など高度で専門的なケアを提供するため
263 に人員配置のほか、年長児童(中卒児童)の自立支援、学校教育、アフターケア機能など自立
264 支援機能の充実を目指しています。

265

266 わかたけ学園では、令和5年3月に新寮舎の施設整備を行い、定員を48名から35名(男
267 子寮3棟、女子寮1棟)とする小規模化を進め、寮舎は、こどものプライバシーを守りつつ死角
268 を減らして、こどもと職員が相互に存在を確認しやすい構造としています。また、施設の高機
269 能化を進めるため、心理司及び心理療法士、栄養士、保健師等を配置し、それぞれ専門的な
270 立場からこども支援が出来る体制としています。また、入所しているこどもは、敷地内に併設
271 された松江市立来待小学校、宍道中学校の大野原分校に通っています。

272

273 なお、児童心理治療施設及び児童自立支援施設においては、ケアニーズの非常に高いこども
274 もへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、多機能化・高機能化の在り方につ
275 いて施設の運営や新たな設置(改築)についての方向性を示されます。

276 今後、国からの方向性に基づき、高機能化や多機能化、小規模化・地域分散化などにつ
277 て、検討することとします。

278

279 (エ) 母子生活支援施設

280

281 母子生活支援施設とは、DV 被害に限らず、虐待、障がい、親子関係の問題、生活困窮、
282 不安定な家庭状況など様々な生活上の困難を抱える母子が分離せずに入所し、安心・安全
283 な環境で母子が同居しながら支援を受けることができる生活施設です。さまざまな事情で入
284 所された母親と子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら自立
285 を支援しており、県内には島根東光学園があります。

286

287 母子家庭については、島根県が行った「令和5年度島根県ひとり親家庭等実態調査」にお
288 いて、母親自身の年間就労収入が、100万円以上250万円未満の方が母子家庭のうちにあ
289 わせて 45.5%を占めるなど厳しい状況となっています。また、困っていることについては、経
290 済面(77.5%)、こどもの進学や就職(45.9%)、仕事(29.5%)、自分や家族の健康(病気)
291 (27.9%)、こどもの世話(21.0%)、養育費(21.9%)、住宅(19.7%)となっており(複数回
292 答)、ひとり親家庭等の自立の促進と生活の安定を図るためには、就業支援を中心として、子
293 育て・生活支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策を実施し
294 ていく必要があります。

295

296 なお、児童養護施設入所児童等調査によると、全国の児童養護施設に措置されているこ
297 ものうち、保護者が実母のみとなっているこどもの割合が 48.5%と、母子家庭のこどもが半
298 数近くを占めています。

299

300 このように、母子家庭を取り巻く環境が厳しい状況のなかであっても、母と子が安全、安心
301 な環境において一緒に生活しながら支援を受けられるように、県(児童相談所・女性相談セン
302 ター)と市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進むよう、市町村
303 に対し働きかけていきます。

304

305 さらに、母親の心身の状況、こどもの養育環境その他の状況においては、こどもと共に母親
306 に対して一定期間の支援を行うことにより、母子にとって福祉の向上を図ることができる場合
307 もあるため、島根東光学園において令和7年度から市町村が行う子育て短期支援事業の実
308 施について、検討を進めます。

309

310

311

312

313

314

315 (オ) 地域支援・在宅支援の充実について

316

317 施設では、相談支援に係る専門的な機能を有しており、要支援児童や要支援家庭に対する
318 支援においても重要な役割を担っていることから、市町村の行う家庭支援事業をより一層実
319 施していくことが必要です。

320

321 施設の多機能化・機能転換の一つの方向性として、児童家庭支援センターや里親支援セン
322 ターの設置促進についても検討します。

323

324

325 (カ) 施設等における人材確保・人材育成について

326

327 人材確保のため、ハローワーク、福祉人材センター、ホームページでの求人掲載などを活
328 用している施設もありますが、雇用につながりにくいといった厳しい状況にあります。しかしな
329 がら、施設の小規模化や多機能化、高機能化などを進めるにあたっては、それを担う人材の
330 確保が重要となってきます。

331

332 そのため、施設等での勤務を希望する学生等や過去に施設での勤務経験がある者、社会
333 的養護の分野に関心のある者等に対して、施設等で働く魅力や社会的養護の基礎的な知識
334 等について、施設等のWEBサイトやSNS等を活用した広報啓発の実施や、職場体験、施設
335 見学会、職員が仕事のやりがいなどを説明する座談会の実施等、施設等やその業務内容に
336 かかる理解促進、職員の処遇改善など、様々な手段を活用した人材確保に向けた取組が必
337 要です。

338

339 また、施設等で生活するこどもにとっては、安心できる安定したできるだけ良好な家庭的環
340 境において、職員との関係性の構築や、施設の組織力の向上、専門性の蓄積を図るためにも、
341 職員の定着が必要です。職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパスの整備、オンライン
342 等によるピアサポートの情報の提供など、全ての職員のレベルアップやバーンアウトさせない
343 取組も必要です。

344

345 県では、民間の施設等職員の処遇改善のため、児童養護施設や乳児院、児童心理治療施
346 設、児童自立支援施設、母子生活支援施設等に対して民間施設給与等改善費等の算定対
347 象となる研修を実施して、施設職員の資質及び専門性の向上を図っています。引き続き、処
348 遇改善に資する研修等の実施や、人材確保や人材育成に関して、各施設等からの意見を聴
349 きながら、検討を行っていくこととします。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 全体目標②・③

令和4年6月の改正児童福祉法により新たに都道府県が行わなければならない業務として、社会的養護経験者等の実情把握及びその自立のために必要な支援の実施が明確化されました(※1)。

「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」によると社会的養護経験者等とは、里親等への委託や、児童養護施設等への入所の措置等を経験した者だけでなく、施設等入所措置等の経験がなくても、例えば、児童相談所に一時保護をされたが入所等措置には至らなかった者、児童福祉法第26条第1項第2号(※2)又は第27条第1項第2号(※3)に規定される指導が行われていた者、さらに、児童相談所が家庭に関与した経験がなくとも、保護者等からの虐待を受けていながら当該虐待が顕在化せず公的な支援につながらなかった者を含むとされています。

社会的養護経験者は、親からの虐待だけでなく、親の経済的困難、精神疾患などによって、自らの家庭に頼ることができなかつたり、自立後もしくは成人した後も精神的又は経済的に不安定な状況におかれ、困難を抱える場合が多くなっています。

(※1)児童福祉法第11条(抜粋) 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
ヌ 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

(※2)児童福祉法第26条第1項第2号(児童相談所長は、)児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。

(※3)児童福祉法第27条第1項第2号(都道府県は、)児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。

44 (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

45

46 国の策定要領に基づき自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込みを推計す

47 るとともに、社会的養護経験者等の実情と支援ニーズを把握するための検討を行います。

48

49 ア 見込み等

50

51 表1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込み

番号	見込み	現在の状況	計画期間				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①	自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み	7	12	21	8	19	14
	上段 当該年度中に18歳になる児童数 下段 翌年度4月1日現在措置延長となる児童数	3	3	1	2	4	2

52

53

54 表1は、児童相談所が里親や各施設等に措置しているこどものうち、当該年度に18歳になる

55 こどもの数(上段)と、それらのこどものうち翌年度4月1日現在において措置延長となる見

56 込み数(下段)です。この結果からは、高校卒業後も大学等への就学や、就職後の新生活に

57 慣れるまでの間、ほかにも本人に障がいがあるなどの理由によって自立に必要な状況が整う

58 までの間など、措置延長が必要となるこどもが、毎年度、一定数いる見込みです。

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

児童相談所運営指針に基づき、児童相談所は、施設長および関係機関の意見を聞き、あらかじめこども、保護者等の意向を確認するとともに、こども等の状況を再判定した結果、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間に措置延長することが適当と判断された場合には、所在期間の延長を行います。特に、こどもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる下記(※4)の場合には、積極的に所在期間の延長を行います。

①大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

②就職または福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童

③障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

78

(※4)児童養護施設等および里親等の措置延長等について(H23.12.28 雇児発 1228 第2号)

79 イ 取組方針

80

81 県が行うべき業務である社会的養護経験者等の実情把握のためには、当事者である社会
82 的養護経験者をはじめ、児童相談所や市町村(こども家庭センター)、児童養護施設、里親等
83 や就労支援機関等の関係機関による社会的養護自立支援協議会を設置して、国の自立支
84 援にかかるガイドラインや事業実施要綱、国や他都道府県で行った実情把握調査等も参考
85 にしながら、社会的養護経験者等の実情と支援ニーズを把握するための検討を行います。

86

87 (2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

88

89 令和4年改正児童福祉法により、「児童自立生活援助事業」の年齢要件等の弾力化が行わ
90 れたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相
91 談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う「社会的養護自立支援拠点事業」が創設
92 されました。これらの事業の実施を含め、社会的養護経験者等の自立支援体制の強化に向
93 けた検討を行っていく必要があります。

94

95 ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

96

97 里親等委託や児童養護施設等に入所措置されているこどもたちが、措置解除後に自分の
98 力で生活していくためには、生活習慣の改善や、メンタルケアなどの心理的な支援と併せて、
99 学習支援の実施や自立支援計画の策定によって、学校選択及び就労に関する助言を行ったり、
100 必要に応じて自立支援資金の貸付を行ったり、就職または住居を借りる場合の身元保証
101 などの支援を行っています。

102

103 ほかに、義務教育終了後の措置解除者のうち、高校、大学等に就学中、就学予定、就職
104 活動中などのやむを得ない事情により支援が必要な場合によっては措置延長を実施してい
105 ます。

106

107 以下、各施設等における退所したこどもへの具体的な取り組みを記載します。

108

109 双樹学院においては、退所に当たって親子宿泊交流や転居などの手続き、家事等の自立
110 に向けた必要な支援、退所後の個別のアフターケア、退所者交流会(成人を祝う会など)のほ
111 かに、生活上の困りごと等に関する相談窓口を開設し、必要に応じて他機関との連携を行
112 っています。

113

114 安来学園では、退園後もこどもとの交流を実施し、相談先の紹介を行っています。アフタ
115 ーケアは担当を中心に概ね1年間行われています。

116

117 聖隍寮では、退寮後に県外へ出たこどもを、転居先の相談窓口につなげたことがありまし
118 たら。

119

120 みらいでは、退所後は家庭支援専門相談員を中心に、退所後1年間は3ヶ月に一回程度ア
121 フターケア(電話、訪問、来所面談等)を行い、こどもの近況把握に努めています。また退所後
122 2～5年経過した退所者より、電話による相談や来所しての近況報告などがあります。

123

124 わかたけ学園では、退所時に退所後支援計画を作成して、電話や訪問によるアフターケア
125 を実施しています。また退所後数年経過化してから、こどもが職員を訪ねて来園することもあ
126 ります。

127

128 自立援助ホームである雪舟ホームでは、当該ファミリーホームだけでなく、里親や児童養
129 護施設等に措置または退所したこどもが利用できる生活上の困りごと等に関する相談窓口
130 を設置しており、必要に応じて他機関との連携や付き添いなどの支援を行っています。

131

132 表2 評価指標(前回計画)

項目	前回計画			今回計画
	R1 年度 (実績)	R11 年度 (目標)		R5 年度 (実績)
社会的養護自立支援事業の実施率	未実施	事業実施を検討		・生活支援事業を実施 (2 施設 2 里親) ・相談支援事業を実施 (4 施設)
代替養育経験者のフォローアップの状況	①児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施 ②児童養護施設等入所児童自立支援事業の実施 ③身元保証人確保対策事業の実施 ④児童自立生活援助事業の実施	事業実施を検討	➡	①実施(1件) ②実施(3施設) ③実施(1件) ④実施(1か所)
自立援助ホームの実施 個所数、入居者数	・1か所 ・1名	1か所以上		・1か所 ・2名

133

134 表2は、前回計画における自立支援の評価指標です。前回計画における R11年度の目標
135 は、「自立支援に係る事業実施を検討する」としていましたが、R5時点ですべての事業を行
136 っています。

137 さらに、これらの評価指標以外にも、個人や団体からの「社会的養護の下で育った児童に

138 対して、自立に係る児童本人の金銭的な負担を軽減することで円滑な自立を支援したい」と
139 の申し出を受け、頂いた寄附金を活用して運転免許取得費用や就職・進学等に係る費用な
140 ど、措置費支度金等だけでは賄えない費用の給付を行っています。

141

142

143 イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量

144

145 支援対象者の拡大を受け、令和6年度から「児童自立生活援助事業」の実施施設等が、自
146 立援助ホーム以外にも児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支
147 援施設のほか、里親、ファミリーホームにも広がったところです。また、社会的養護経験者の
148 孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため「社会的養護自立支援拠点事業」が創設されま
149 した。

150

151 このことを踏まえ、各施設等にこれら事業の実施について意見を聞き、まとめたのが表3と
152 なります。併せて、社会的養護自立支援協議会についても、県が早期に設置するよう検討す
153 るむねを記載しました。

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174 表3 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

番号	資源等	現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	【自立援助ホーム】 児童自立生活援助事業の実施箇所数	1	1	1	1	1	1	0	
	【自立援助ホーム】 児童自立生活援助事業の入居人数	6	6	6	6	6	6	0	
② 評	【児童養護施設、児童自立支援施設、 児童心理治療施設、母子生活支援施設】 児童自立生活援助事業の実施箇所数	0	0	1	1	1	1	1	
	【児童養護施設、児童自立支援施設、 児童心理治療施設、母子生活支援施設】 児童自立生活援助事業の入居人数	0	0	2	2	2	2	2	
③ 評	【里親、ファミリーホーム】 児童自立生活援助事業の実施箇所数	0	1	1	1	1	1	1	
	【里親、ファミリーホーム】 児童自立生活援助事業の入居人数	0	1	1	2	2	2	2	
④ 評	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0	0	0	0	1	1	1	
⑤ 評	社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	未設置	早期に設置を検討する					設置	

175

176

177 ウ 整備・取組方針

178

179 【児童自立生活援助事業】

180

181 現在は自立援助ホームが1か所(定員6名)ありますが、6の(1)アの表1によると、計画
182 期間中に18歳となるこどもの何人かは措置延長が必要であり、それら子どもたちが20歳を
183 超えた時点においても自立支援が必要であれば当該事業の実施を検討することが必要です。

184

185 令和2年度に国委託事業で行われた「こども・子育て支援推進調査研究事業児童養護施

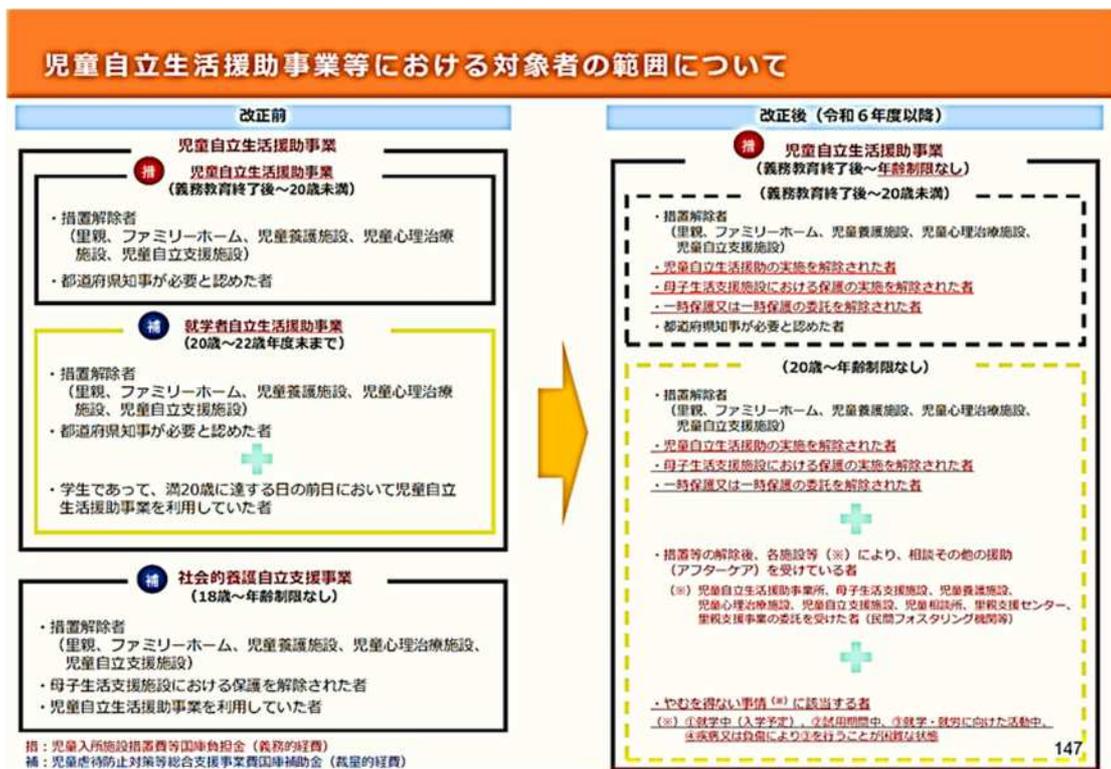
186 設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」(p150)に
 187 おいても、社会的養護経験者の学歴(最終学歴)が、年度を追うごとに専門学校・短期大学や
 188 4年制大学が増えており、自立する年齢が以前よりも高くなってきていることがうかがえます。

189

190 このため、児童自立生活援助事業の整備すべき見込み量として児童養護施設(聖煌寮)に
 191 おいて、令和8年度に1か所(定員2名)、ファミリーホーム(カルマーレ)においては令和7年度
 192 に1か所(定員1~2名)設置できるように検討するとともに、里親とも連携した事業実施も検
 193 討していきます。

194

195 図1 社会的養育の推進に向けて(令和6年6月 子ども家庭庁支援局家庭福祉課)から抜粋



196

197

198 【社会的養護自立支援拠点事業について】

199

200 現在、県内において社会的養護自立支援拠点事業は実施していませんが、令和10年度を
 201 目途に、児童養護施設(安来学園)において1か所の設置を検討します。なお、支援対象者には、
 202 措置解除となった者に加えて、これまで公的支援につながらなかった者なども含めること
 203 となりますが、その範囲を、当該事業所がある地域だけでなく、SNSなども活用することで県
 204 内に居住または出身である社会的養護経験者等とすることなども検討する必要があります。

205

206 さらには、当該事業所には様々な関係機関との連携等を行うハブ機能を果たすことが期
207 待されますが、他のサービスにつなぐ必要がある者については、当該事業所が中心となって
208 必要な支援に適切につなぐことができるよう、関係機関との円滑な連携を行うための体制づ
209 くりについて、県が設置する社会的養護自立支援協議会において、施設や里親、また社会的
210 養護経験者や市町村等の協力を得ながら検討していきます。

211

212

213 【社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備について】

214

215 支援体制の整備に当たっては、社会的養護経験者等をはじめ、関係機関で組織される社
216 会的養護自立支援協議会を設置して、社会的養護経験者等の実情及びその自立のために
217 必要な支援ニーズが把握できるように調査の実施を検討するとともに、調査結果を踏まえて、
218 社会的養護経験者が必要な自立支援が受けられるよう、児童自立生活援助事業や社会的
219 養護自立支援拠点事業の実施について、さらなる検討を行っていきます。

220

221 あわせて、この度の社会的養護自立支援に関する制度等の改正内容が、児童相談所や施
222 設、里親等でも共有し理解され、自立生活援助事業などを必要とするこどもが確実に制度に
223 つながるように県としても努めます。

11 児童相談所の強化等に向けた取組 全体目標①・②・③

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童相談所における児童福祉司等の増員や弁護士等の配置等による法的対応体制の強化、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進などにより、児童相談所の強化に取り組めます。

(1) 中核市の児童相談所設置に向けた取組

現在、児童相談所の設置に向けて県内中核市の具体的な動きはありません。

(2) 県(児童相談所)における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

○前回計画の指標、目標値

【指標】 表1 島根県の児童福祉司等の数 (単位 人)

	現況値	目標値 R4年度末	目標値 R11 年度末
児童福祉司数	26	30 (※1)	国の配置基準を 勘案し検討
児童心理司数	18	18	
弁護士数	4 (※2)	4 (※2)	
医師及び保健師数	17 (※3)	県の職員採用計画も 勘案し検討	

(注)現況値は平成31年4月1日現在

(※1)里親支援担当児童福祉司、市町村支援児童福祉司含む

(※2)(※3)嘱託職員

(ア)前回計画の達成見込み

児童福祉司等の専門職員の確保については、計画的な職員採用を進めた結果、令和4年度末の目標人数は達成できています。

令和11年度末の人数についても達成できるよう、引き続き計画的な職員採用に努めます。

弁護士については、非常勤ではあるがすべての児童相談所へ配置できています。

医師については、嘱託医としてすべての児童相談所へ配置できています。

保健師については、すべての児童相談所へ正規職員の配置ができています。

25 (イ)要因分析等

26 専門職員の確保にあたっては、採用計画に盛り込み必要となる職員数を満たせるよう取り
27 組んでいます。

28 職員採用にあたっては、インターンシップを行うなどのリクルート対策も実施し、受験者数
29 の確保にも配慮することで必要人数を確保することができています。

30

31 イ 資源等に関する地域の現状

32

33 島根県は東西に長い地形であり、その地理的な状況から児童相談所が4か所に配置され
34 ています。

35 そのため、各児童相談所の管轄人口は最大でも中央児童相談所の約26万人で、児童相
36 談所運営指針で定めている「人口 50 万人に最低1か所程度が必要」との基準を満たして
37 おり、適正な配置と考えられます。

38 児童福祉司等の専門職の配置については、これまでに取り組んできた計画的な職員採用
39 の積み重ねから、現状で配置基準を満たすことができています。

40 今後も、継続的な取組みにより必要な職員の確保に努めます。

41 令和4年度からは、すべての児童相談所へ保健師を配置し、市町村で児童や家庭への相
42 談支援体制が整えられるよう、医療機関と連携が必要なケースへの支援、特定妊婦や乳幼
43 児への支援などに取り組んでいます。

44 また、同じ令和 4 年度からすべての児童相談所に市町村支援児童福祉司も配置し、保健
45 師と共に市町村の職員に対して、こどもの心身の変化や親の困り感を見逃さずに支援してい
46 く方法や、虐待に至る前に適切な支援につなげていくためのスキルを助言するなど、市町村
47 での相談支援機能の強化に向けた支援を行っています。

48

49 表2の1

番号	資源等	現在の 整備・ 取組状 況(A)	計画期間					資源の 必要量 等(B)	整備すべ き見込量 (B)- (A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	児童相談所の管轄人口(千人) (R6は島根県推計人口R6.10.1現 在)	中央	250						
		出雲	219						
		浜田	119						
		益田	55						
② 評	第三者評価を実施している児童相談所数	0	当面は、一時保護所のための第三者評価を実施						

表2の2

番号	資源等		現在の整備・取組状況(A)	計画期間				資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)						
				R6	R7	R8	R9	R10		R11					
③評	児童福祉司の配置数		37	「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童相談所における専門職の配置を進める。											
④評	児童心理司の配置数		12												
⑤評	市町村支援児童福祉司の配置数		8												
⑥評	児童福祉司スーパーバイザーの配置数		12												
⑦評	医師の配置数	常勤	0												
		非常勤	16												
⑧評	保健師の配置数		4												
⑨評	弁護士の配置数	常勤	0												
		非常勤	4												
⑩評	こども家庭福祉行政に携わる県(児童相談所)職員における研修*1の受講者数		39							40	40	40	40	40	1
⑪評	専門職採用者数(割合)*2		75人 (39.1%)							「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童相談所における専門職の配置を進める。					

51 *1 研修:児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等該当の
52 研修を受講した県職員の実人数

53 *2 専門職採用数(割合):専門職(児童福祉司・児童心理司・医師・保健師・弁護士)の実人数
54 (非常勤を含む)÷児童相談所の全職員数(非常勤を含む実人数)

55

56 ウ 資源の整備・取組方針等

57

58 ・児童相談所の体制強化

59 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等の今後国から示されるプランに沿っ
60 て、児童相談所における児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強
61 化、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資
62 格の取得促進を図り、児童相談所の強化に取り組みます。

63

64

65 ・児童虐待予防を意識した個別支援と地域支援体制の強化

66 児童相談所の保健師は、特定妊婦をはじめ、市町村の母子保健が関わっているケース
67 や医療機関との連携が求められるケースを中心に支援を行っています。必要な情報を収
68 集し、産後の虐待リスクについて対象者とその家族全体を医療的視点も踏まえてアッセ
69 ントします。その結果をもとに、相談やサービス調整を行い、市町村母子保健担当者や医
70 療機関と情報共有を図りながら、丁寧に支援を引き継ぎます。

71 こうした個別支援を通じて明らかになった課題については、保健所と連携し、市町村や
72 医療機関と検討や研修の場を設け、母子保健施策の改善を図っています。これにより、児
73 童虐待の予防に向けた地域全体の支援体制を強化し子どもとその家族が安心して暮らせ
74 る環境を整えていきます。

12 障害児入所施設における支援 全体目標②

児童福祉法における障がい児とは、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者を含む)、難病患者(※1)のことをいいます。

障害児入所施設とは(※2)、障がいのあるこどもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。施設類型として、特に医療を必要とする入所児に個々の状況に応じた医療を適宜提供して機能向上や健康の維持増進を図る「医療型障害児入所施設」と、それ以外の「福祉型障害児入所施設」に区分されます。いずれも手帳の有無は問わず、児童相談所や医師等により療育の必要性が認められたこどもも入所対象となります。

障害児入所施設が担っている機能としては、①重度・重複障がい、行動障がい、発達障がい等多様な状態への対応のための「発達支援機能(医療も含む)」、②退所後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行、就労へ向けた対応のための「自立支援機能」、③被虐待児童等の対応のための「社会的養護機能」、④在宅障がい児及び家族への対応のための「地域支援機能」があります。

県障がい者基本計画(令和6年3月策定)によると、県内の障害児入所施設では、入所者が減少しているものの、虐待を受けた障がい児への対応や、家庭での養育が困難な障がい児など、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があることを踏まえて、今後のあり方を検討していく必要があるとしています。

また、障害児入所施設においては、障がい児の養育の特性を踏まえて、こどもの障がいへの正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供が必要です。そのため、入所する障がい児の人権擁護や虐待防止のための措置が適切に講じられるよう、県では、施設設置者、管理者、従事者、相談支援専門員等を対象に、障がい者虐待防止に関する研修を実施するとともに、施設への指導・助言や、「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所制度」の活用により、障がい福祉現場における理解促進を図っています。

(※1) 障害者総合支援法、児童福祉法の対象となる疾病は、令和6年4月から 369 疾病に拡大

(※2) 出典:WAMNET 福祉のしごとガイド 職場編 障害児入所施設を一部改変

38 ア 資源等に関する地域の現状

39

40 社会的養育推進計画では、障害児入所施設においても、こどもが入所による親との分離
 41 体験などからくる影響から回復し、愛着関係や基本的信頼関係を形成するためにも、ユニッ
 42 ト化等によるケア単位の小規模化などにより、「できる限り良好な家庭的環境」において養育
 43 されるよう検討を進める必要があります。

44

45

46 なお、令和6年4月に施行した「島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、
 47 設備及び運営に関する基準等を定める条例(※3)」においても、障がい児ができる限り良好な
 48 家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならないことなど
 49 が定められたところです。

50

51 表1 資源等に関する地域の現状

番号	資源	現在の 整備・ 取組状況
		R6
①	福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	5
②	福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障がい児の数	52

52

(青少年家庭課調べ)

53

54 表1は、県内の各福祉型障害児入所施設において、ユニット化等による「できる限り良好な
 55 家庭的環境」を整備している施設数とそこで生活している障がい児の人数です。

56 調査対象となる施設数は5施設であり、全ての施設において環境が整備されています。

57

58 【できる限り良好な家庭的環境の整備に取り組んでいる事例】

59 ・小規模グループケアを実施し、グループごとにリビングルームを設け、買い物、調理、食堂か
 60 らのおかずの配膳、洗濯などを行っている。

61 ・買い物の際は、予算内で買えるものを自分たちで考えて購入したり、冷蔵庫にあるもので
 62 夕食の一品を作ったり、休日にはおやつ作りを行っている。

63 ・居室棟横の畑にて、季節の野菜を育てており、自分たちが育てた野菜を食事に取り入れる
 64 などしている。

65 ・週末や休日に自宅へ帰らないこどもに家庭で行う経験が積めるよう、外出や買い物、調理
 66 実習等に取り組んでいる。予算内でお菓子を買う体験では、普段買わないお菓子を選んだ

- 77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
- り、一通り吟味してから決めたりと、こどもによってさまざまであり、入浴後のおやつとして食
 - べた。
 - ・卒後に就職やグループホーム入所を希望するこどもについては、園内の居住棟エリア外で生活をしたり、法人内の事業所でのアルバイトや携帯の使用を許可している。ほかにも一人で暮らせるための知識やマナーなどの習得の支援や職員からのサポートを行っている。
 - ・各児童1人部屋や収穫の喜びを感じることでできる小さな畑がある。
 - ・1人1部屋で生活している。玄関横にある花のプランターと一緒に水やりをしたり、休日にはスーパーでの買い物や年に数回バーベキューを行っている。
 - ・個別対応する日を設けて、グループ単位の少人数もしくは職員とマンツーマンでの外出や買い物をしている。グループで食材を購入してカレーを作ることもある。

(※3)島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第21条(指定入所支援の取扱方針)

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

※第2項、第3項を新設

【 附 属 資 料 】

令和5年度 児童相談の状況について

1 児童相談の対応状況

令和6年6月
青少年家庭課

相談種別	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談 (虐待相談を含む)	1,269	47.4%	557	54.0%	1,138	48.0%	697	68.5%	1,247	50.3%	694	81.2%
保健相談	1	0.0%	7	0.7%	0	0.0%	3	0.3%	1	0.0%	3	0.4%
障がい相談	1,071	40.0%	42	4.1%	955	40.3%	19	1.9%	982	39.6%	10	1.2%
非行相談	48	1.8%	5	0.5%	48	2.0%	5	0.5%	55	2.2%	3	0.4%
育成相談	246	9.2%	247	23.9%	204	8.6%	165	16.2%	173	7.0%	34	4.0%
その他	45	1.7%	174	16.9%	25	1.1%	128	12.6%	22	0.9%	111	13.0%
合計	2,680	100.0%	1,032	100.0%	2,370	100.0%	1,017	100.0%	2,480	100.0%	855	100.0%

※小数第二位四捨五入

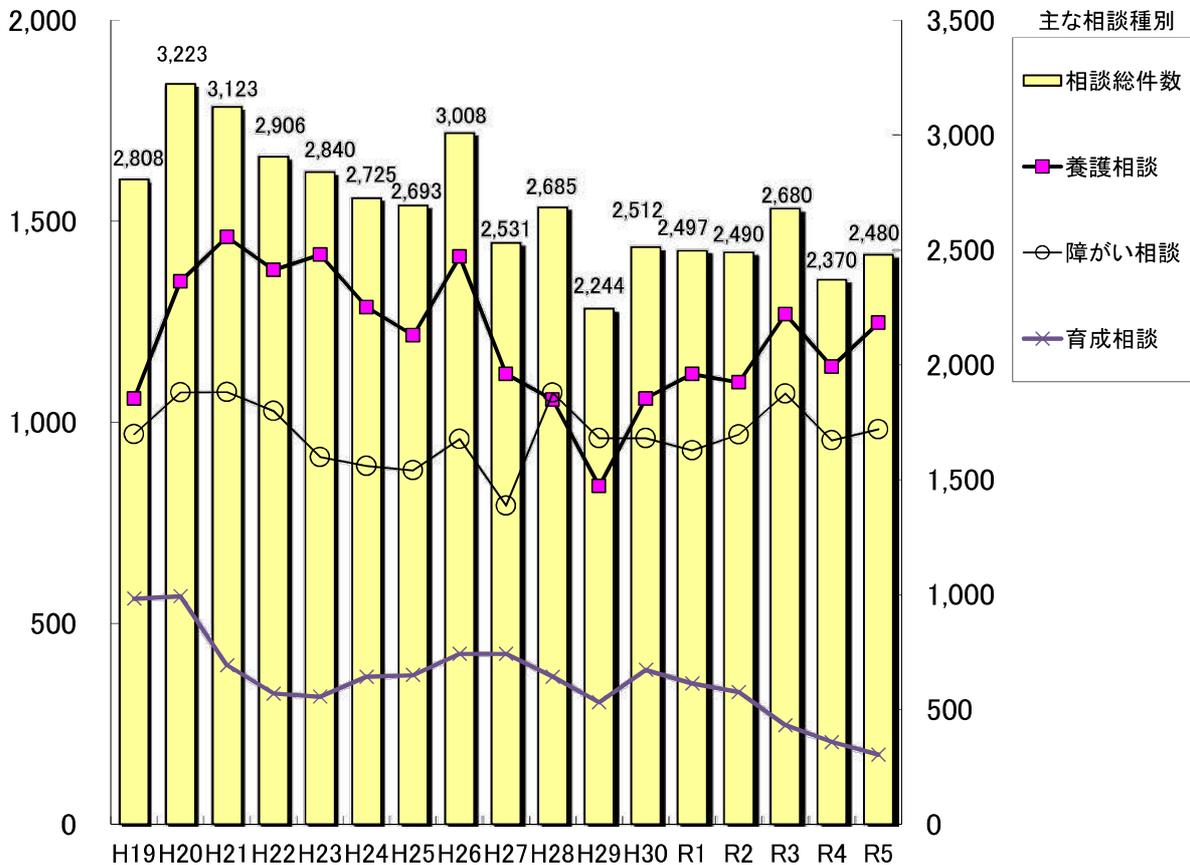
○令和5年度の対応件数は、児童相談所で2,480件（*前年度比：110件増/約4.6%増）。
市町村は855件（*前年度比：162件減/約15.9%減）

○相談種別は、児童相談所は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、市町村では養護相談が最も多く、次いでその他の相談となっている。

相談種別件数
(折線グラフ)

児童相談所における児童相談対応状況の推移

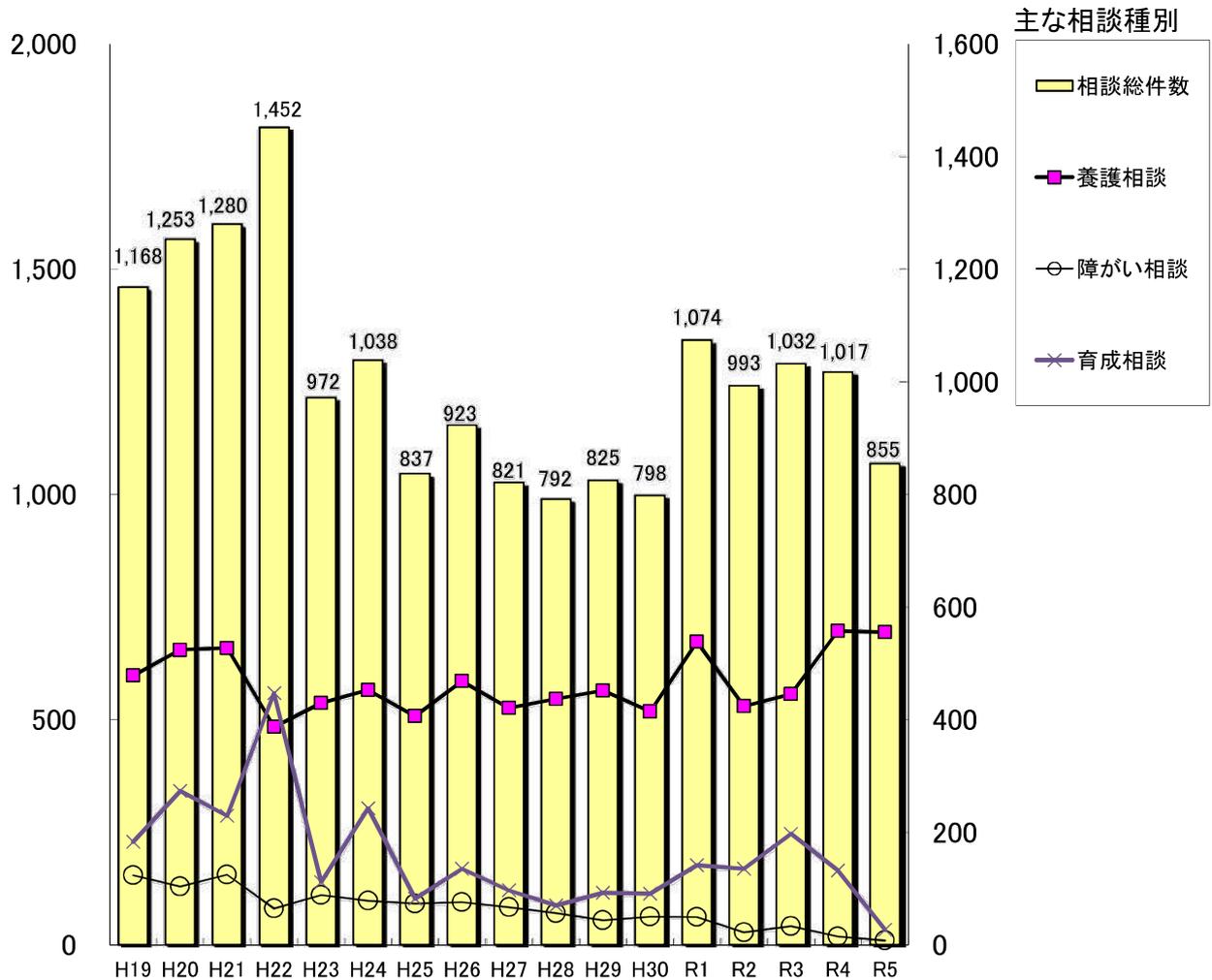
総件数(棒グラフ)



相談種別件数
(折線グラフ)

市町村における児童相談対応状況の推移

総件数(棒グラフ)

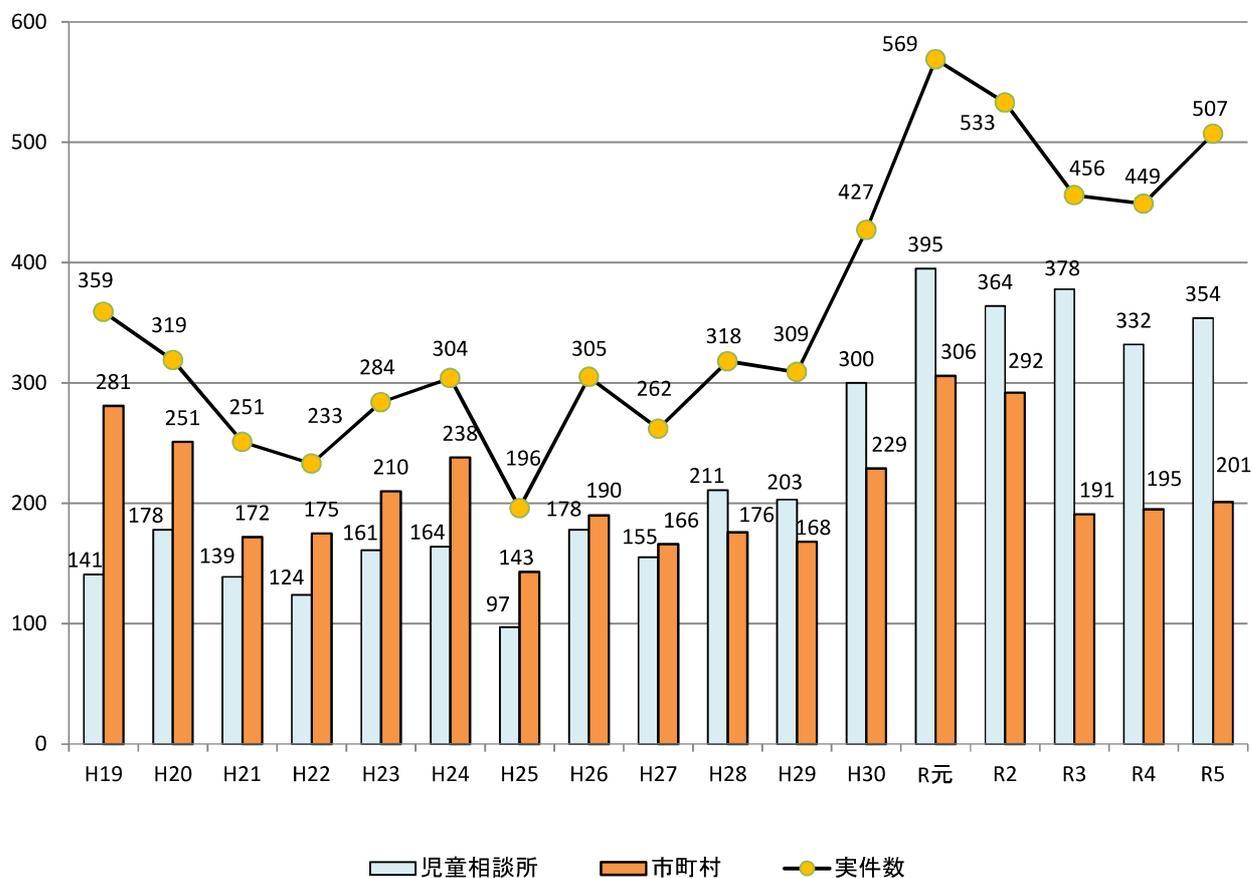


《参考》相談の種類及び主な内容

1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、児童虐待等の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する児童に関する相談
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、発達障がいに関する相談
4. 非行相談	
ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、適正(進学適性・職業適性・学業不振等)、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

2 児童虐待相談の状況

○児童虐待相談対応(認定)件数の推移



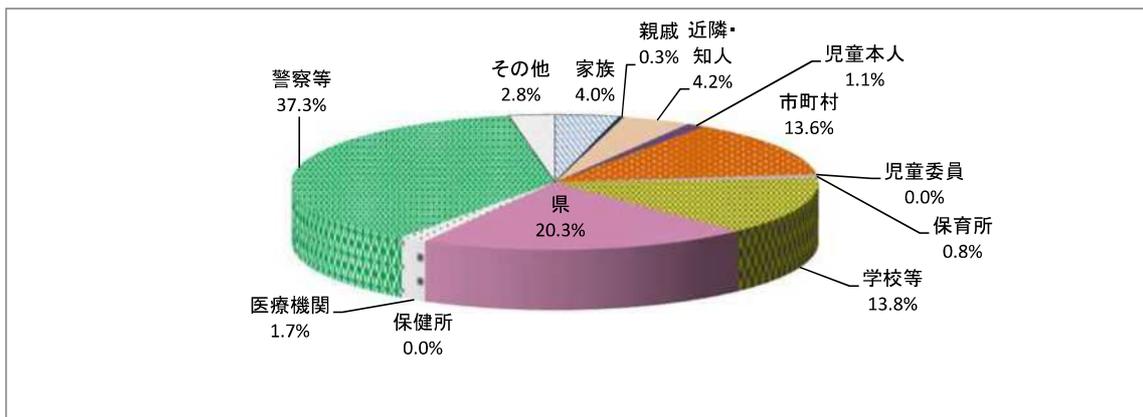
- 令和5年度の児童虐待相談の対応(認定)件数は、児童相談所が354件(前年度比約6.6%の増)、市町村が201件(前年度比約3.1%の増)となった。
- 児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース48件を除くと、県内で新たに児童虐待相談として対応(認定)した件数は507件で前年度比約12.9%の増となった。

- ・令和3年度：456件《378件(児童相談所分)+191件(市町村分)-113件(重複分)=456件》
- ・令和4年度：449件《332件(児童相談所分)+195件(市町村分)-78件(重複分)=449件》
- ・令和5年度：507件《354件(児童相談所分)+201件(市町村分)-48件(重複分)=507件》

(1)-1 受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
R3年度	41	2	15	4	56	0	3	54	70	0	10	107	16	378
	10.8%	0.5%	4.0%	1.1%	14.8%	0.0%	0.8%	14.3%	18.5%	0.0%	2.6%	28.3%	4.2%	100.0%
R4年度	26	4	10	2	40	0	4	33	69	0	5	123	16	332
	7.8%	1.2%	3.0%	0.6%	12.0%	0.0%	1.2%	9.9%	20.8%	0.0%	1.5%	37.0%	4.8%	100.0%
R5年度	14	1	15	4	48	0	3	49	72	0	6	132	10	354
	4.0%	0.3%	4.2%	1.1%	13.6%	0.0%	0.8%	13.8%	20.3%	0.0%	1.7%	37.3%	2.8%	100.0%

○令和5年度 児童相談所における児童虐待相談受付経路



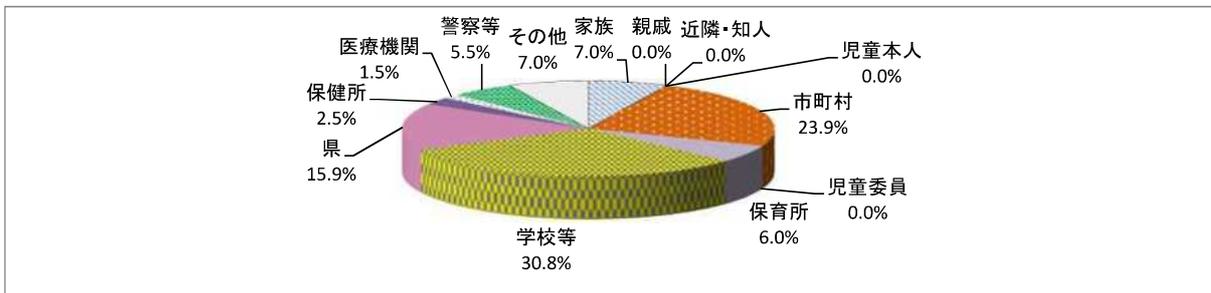
○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、警察等からが132件（前年度比9件の増）で最も多く、全体に占める割合は37.3%となっている。次いで県、学校等、市町村からとなっている。

○児童相談所への通告件数については、令和3年度が724件、令和4年度が786件、令和5年度が816件となっており、前年度に比べ30件（約3.8%）増加している。

(1)-2 受付経路(市町村)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
R3年度	13	0	5	0	51	0	4	42	47	0	0	15	14	191
	6.8%	0.0%	2.6%	0.0%	26.7%	0.0%	2.1%	22.0%	24.6%	0.0%	0.0%	7.9%	7.3%	100.0%
R4年度	9	0	1	0	38	0	29	34	49	0	2	20	13	195
	4.6%	0.0%	0.5%	0.0%	19.5%	0.0%	14.9%	17.4%	25.1%	0.0%	1.0%	10.3%	6.7%	100.0%
R5年度	14	0	0	0	48	0	12	62	32	5	3	11	14	201
	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.9%	0.0%	6.0%	30.8%	15.9%	2.5%	1.5%	5.5%	7.0%	100.0%

○令和5年度 市町村における児童虐待相談受付経路

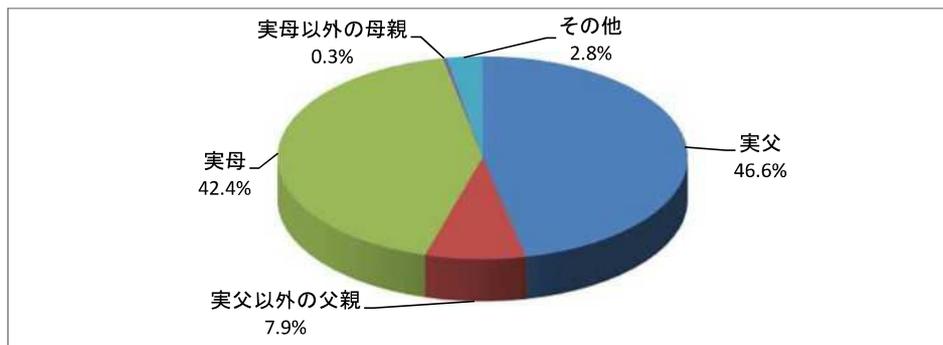


○市町村に寄せられた児童虐待相談は、学校等からが最も多く、次いで、市町村（他市町村、他部署等）、県（児童相談所等）からとなっている。

(2)-1 主な虐待者(児童相談所)

区分	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	165	43.7%	26	6.9%	166	43.9%	4	1.1%	17	4.5%	378	100.0%
R4年度	136	41.0%	20	6.0%	162	48.8%	1	0.3%	13	3.9%	332	100.0%
R5年度	165	46.6%	28	7.9%	150	42.4%	1	0.3%	10	2.8%	354	100.0%

○主な虐待者

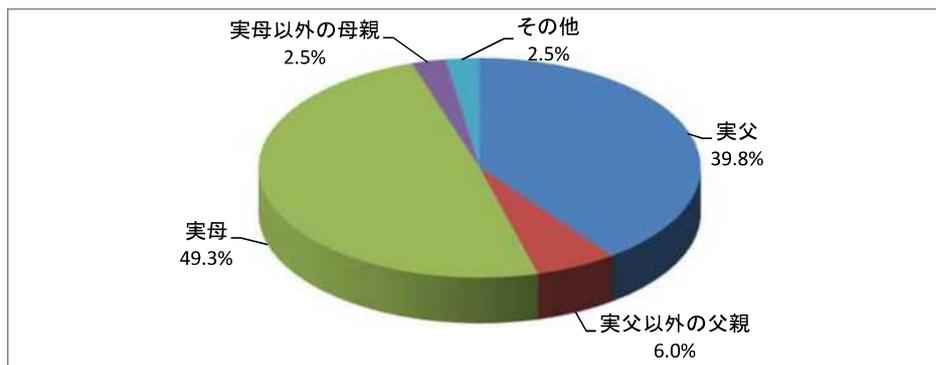


○主な虐待者は、実父が165件（46.6%）と最も多く、次いで実母が150件（42.4%）、実父以外の父親が28件（7.9%）となっている。

(2)-2 主な虐待者(市町村)

区分	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	69	36.1%	11	5.8%	100	52.4%	1	0.5%	10	5.2%	191	100.0%
R4年度	83	42.6%	7	3.6%	93	47.7%	0	0.0%	12	6.2%	195	100.0%
R5年度	80	39.8%	12	6.0%	99	49.3%	5	2.5%	5	2.5%	201	100.0%

○主な虐待者

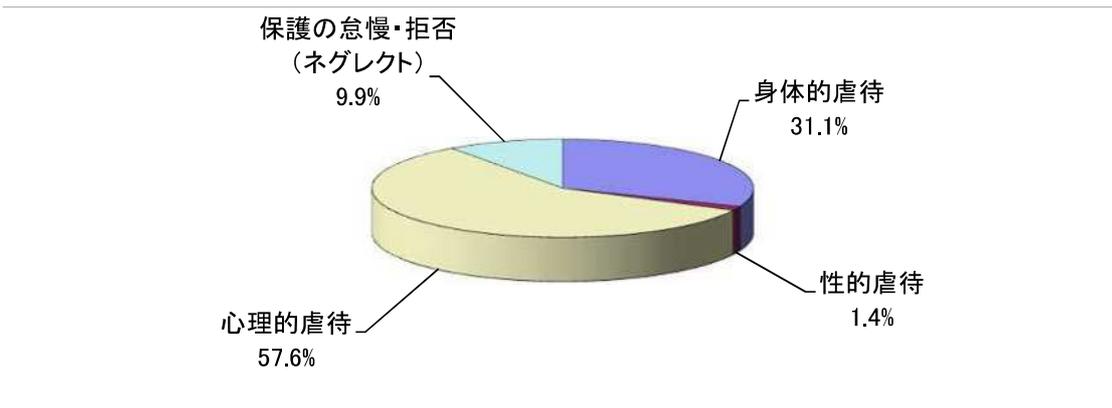


○主な虐待者は、実母が99件（49.3%）と最も多く、次いで実父が80件（39.8%）、実父以外の父親12件（6.0%）となっている。

(3)-1 虐待種別(児童相談所)

区分	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	91	24.1%	1	0.3%	205	54.2%	81	21.4%	378	100.0%
R4年度	79	23.8%	5	1.5%	186	56.0%	62	18.7%	332	100.0%
R5年度	110	31.1%	5	1.4%	204	57.6%	35	9.9%	354	100.0%

○虐待種別

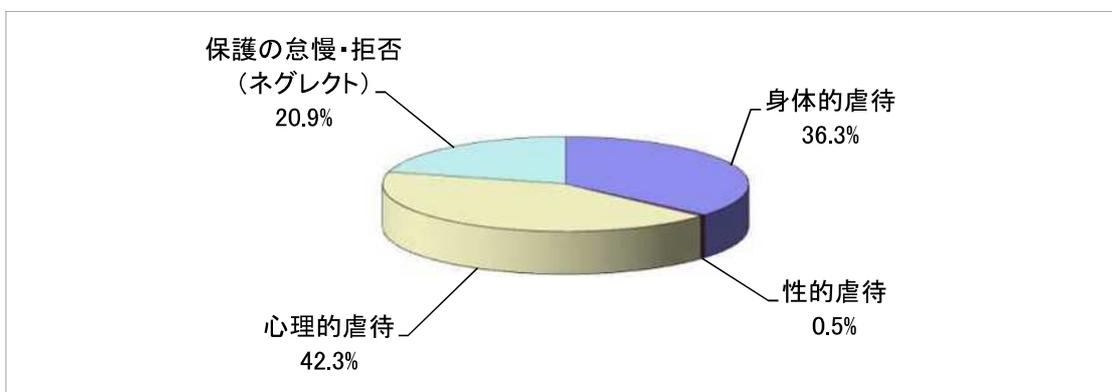


○虐待の種別を見ると、心理的虐待が204件（うち面前DV等が60件）（57.6%）で最も多く、次いで、身体的虐待が110件（31.1%）、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が35件（9.9%）となっている。

(3)-2 虐待種別(市町村)

	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	51	26.7%	1	0.5%	94	49.2%	45	23.6%	191	100.0%
R4年度	57	29.2%	0	0.0%	97	49.7%	41	21.0%	195	100.0%
R5年度	73	36.3%	1	0.5%	85	42.3%	42	20.9%	201	100.0%

○虐待種別

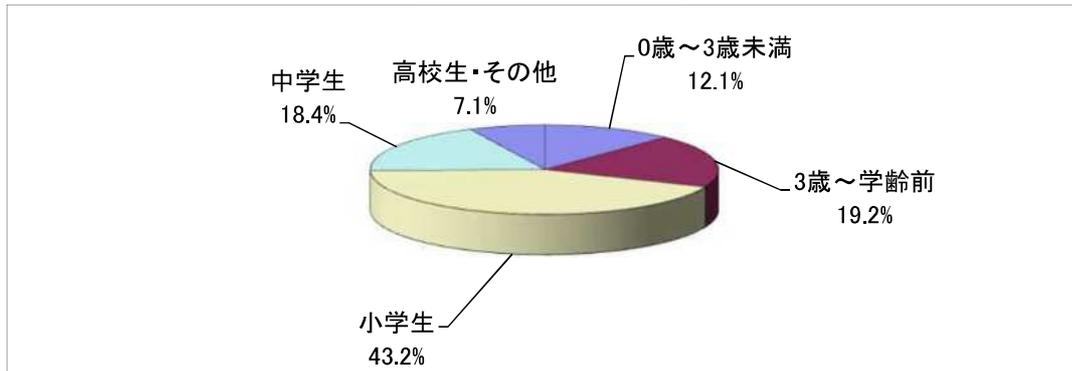


○虐待の種別を見ると、心理的虐待が85件（うち面前DV等が27件）（42.3%）で最も多く、次いで、身体的虐待が73件（36.3%）、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が42件（20.9%）となっている。

(4)-1被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	0歳～3歳未満 (0～2歳)		3歳～学齢前 (3～6歳)		小学生 (7～12歳)		中学生 (13～15歳)		高校生・その他 (16～18歳)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	52	13.8%	89	23.5%	145	38.4%	65	17.2%	27	7.1%	378	100.0%
R4年度	46	13.9%	93	28.0%	116	34.9%	58	17.5%	19	5.7%	332	100.0%
R5年度	43	12.1%	68	19.2%	153	43.2%	65	18.4%	25	7.1%	354	100.0%

○被虐待者の年齢

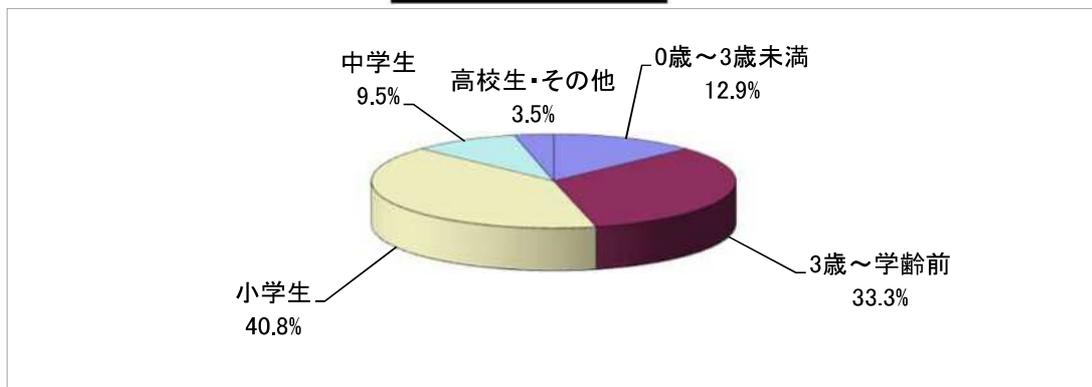


○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が153件（43.2%）、3歳～学齢前が68件（19.2%）、中学生が65件（18.4%）、0歳～3歳未満が43件（12.1%）等となっている。

(4)-2 被虐待者の年齢(市町村)

区分	0歳～3歳未満 (0～2歳)		3歳～学齢前 (3～6歳)		小学生 (7～12歳)		中学生 (13～15歳)		高校生・その他 (16～18歳)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
R3年度	36	18.8%	49	25.7%	67	35.1%	29	15.2%	10	5.2%	191	100.0%
R4年度	36	18.5%	60	30.8%	69	35.4%	21	10.8%	9	4.6%	195	100.0%
R5年度	26	12.9%	67	33.3%	82	40.8%	19	9.5%	7	3.5%	201	100.0%

○被虐待者の年齢



○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が82件（40.8%）、3歳～学齢前が67件（33.3%）、0歳～3歳未満が26件（12.9%）、中学生が19件（9.5%）等となっている。

当事者であるこどもの権利擁護に関するアンケート結果のまとめ

1. アンケートの目的

・当事者であるこどもの権利擁護の取組について、「資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込み量」の認知度、利用度、満足度等を算出するためにアンケートを実施しました。

2. アンケート内容

・別添「施設等で生活しているみなさんへのアンケート」、「里親さんのおうちで生活している方へのアンケート」

3. 対象児童

- ・児童養護施設、里親家庭、ファミリーホームで生活している中学3年生以上の子ども
- ・回答率は84.1%（対象児童44人のうち37人が回答）

4. 回答のまとめ

(1) 学年別回答人数

	人数	割合
中学3年生	6	16.2%
高校1年生	14	37.8%
高校2年生	8	21.6%
高校3年生	7	18.9%
その他	2	5.4%
合計	37	

(2) 権利擁護の取組に係るこども本人の認知度

	知っている人数	割合
子どもの権利ノート	26	70.3%
意見表明	31	83.8%
苦情解決委員	7	23.3%
施設等の意見箱	17	56.7%
知らない	3	8.1%
未回答	0	0.0%

(3) 権利擁護の取組に係るこども本人の利用度・満足度

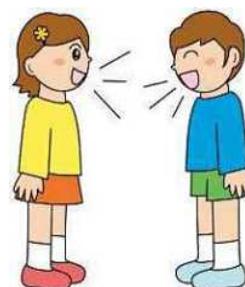
	Aとてもよかつた	Bまあまあよかつた	Cあまりよくなかつた	Dよくなかつた	E使ったことがない	未回答	利用度	満足度
子どもの権利ノート	2	6	0	1	25	3	24.3%	88.9%
意見表明	11	18	1	1	3	3	83.8%	93.5%
苦情解決委員	0	0	0	0	27	3	0.0%	—
施設等の意見箱	1	0	0	0	27	2	3.3%	100.0%
合計	14	24	1	2	82	11	83.8%	92.7%

*利用度は「回答者」のうち「権利擁護の取組を一つでも利用した者」の割合

*満足度は「A～Dと回答した者」のうち「AまたはBと回答した者」の割合

(4) 施設等でどのくらい自分の気持ちや考えを聞いてもらえるか

	人数	割合
聞いてもらえている	22	59.5%
少し聞いてもらえている	12	32.4%
あまり聞いてもらえていない	2	5.4%
聞いてもらえていない	1	2.7%
その他	0	0.0%
合計	37	



(5) だれに自分の気持ちや考えを聞いてもらっているか

	人数	割合
施設等の職員	30	81.1%
児童相談所の担当職員	17	45.9%
苦情解決委員	0	0.0%
学校の先生	12	32.4%
友達	21	56.8%
家族の人	11	29.7%
その他	2	5.4%
だれもない	2	5.4%

(6) こどもの権利に関する理解度

	知っている人数	割合
生きる権利	31	83.8%
育つ権利	31	83.8%
守られる権利	33	89.2%
参加する権利	29	78.4%

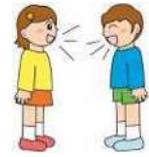
(7) こどもの権利擁護に関する取組に係るこどもの採点

	人数	割合
0点	0	0.0%
10点	1	2.7%
20点	2	5.4%
30点	1	2.7%
40点	5	13.5%
50点	5	13.5%
60点	3	8.1%
70点	1	2.7%
80点	10	27.0%
90点	0	0.0%
100点	9	24.3%



施設等名 ()

施設等で生活しているみなさんへのアンケート



このアンケートは施設等の中でみなさんのきもちや意見を聞く方法についておたずねするものです。あなたにあてはまるものに○をつけてください。

1. あなたは何年生ですか？

- ① 中学校3年生 ② 高校1年生 ③ 高校2年生 ④ 高校3年生 ⑤ その他 ()

2. 施設等の中で自分のきもちや考えを聞いてもらう方法について、あなたが知っているものぜんぶに○をつけてください

- ① 子どもの権利ノート ② 意見表明※ ③ 苦情解決委員 ④ 施設等の意見箱 ⑤ 知らない
(※児童相談所の職員が1年に1回施設等であなたのお話を聞かせてもらうこと)

3. 自分のきもちや考えを聞いてもらう方法を使ってみてどうでしたか？(あなたが使ったことがあるものぜんぶについて教えてください)

① 子どもの権利ノート

- A とてもよかった B まあまあよかった C あまりよくなかった D よくなかった E 使ったことがない

② 意見表明 (児童相談所の職員が1年に1回施設等であなたのお話を聞かせてもらうこと)

- A とてもよかった B まあまあよかった C あまりよくなかった D よくなかった E 使ったことがない

③ 苦情解決委員

- A とてもよかった B まあまあよかった C あまりよくなかった D よくなかった E 使ったことがない

④ 施設等の意見箱

- A とてもよかった B まあまあよかった C あまりよくなかった D よくなかった E 使ったことがない

⑤ その他 ()

- A とてもよかった B まあまあよかった C あまりよくなかった D よくなかった E 使ったことがない

(裏面があります)

さとおや せいかつ かた
里親さんのおうちで生活している方へのアンケート



このアンケートは里親さんのおうちでみなさんのきもちや意見を聞く方法についておたずねするものです。あなたにあてはまるものに○をつけてください。

1. あなたは何年生ですか？

- ① 中学校3年生 ② 高校1年生 ③ 高校2年生 ④ 高校3年生 ⑤ その他 ()

2. 里親さんのおうちで自分のきもちや考えを聞いてもらう方法について、あなたが知っているもの
ぜんぶに○をつけてください

- ① 子どもの権利ノート ② 意見表明※ ③ その他 () ④ 知らない
(※児童相談所の職員が1年に1回里親さんのおうち等であなたのお話を聞かせてもらうこと)

3. 自分のきもちや考えを聞いてもらう方法を使ってみてどうでしたか？(あなたが使ったことがあるものぜんぶについて教えてください)

- ① 子どもの権利ノート
A とてもよかった B まあまあよかった C あまりよくなかった D よくなかった E 使ったことがない

- ② 意見表明 (児童相談所の職員が1年に1回里親さんのおうち等であなたのお話を聞かせてもらうこと)
A とてもよかった B まあまあよかった C あまりよくなかった D よくなかった E 使ったことがない

- ③ その他 ()
A とてもよかった B まあまあよかった C あまりよくなかった D よくなかった E 使ったことがない

4. 自分のきもちや考えについて、里親さんのおうちでどのくらい聞いてもらえていると感じますか？

- ① 聞いてもらえている ② 少し聞いてもらえている
③ あまり聞いてもらえていない ④ 聞いてもらえていない ⑤ その他 ()

(裏面があります)

島根県社会的養育推進計画策定検討委員会設置要領

(設置目的)

第1条 令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）等に基づき、新たに国から通知された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に即して、現行計画を見直し、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、島根県社会的養育推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、事務局の推薦により選出する。

(委嘱期間)

第3条 委員を委嘱する期間は、策定検討委員会委員については、令和6年5月21日から令和7年3月31日まで、策定検討委員ワーキンググループについては、令和6年5月30日から令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部青少年家庭課において処理する。

(補助)

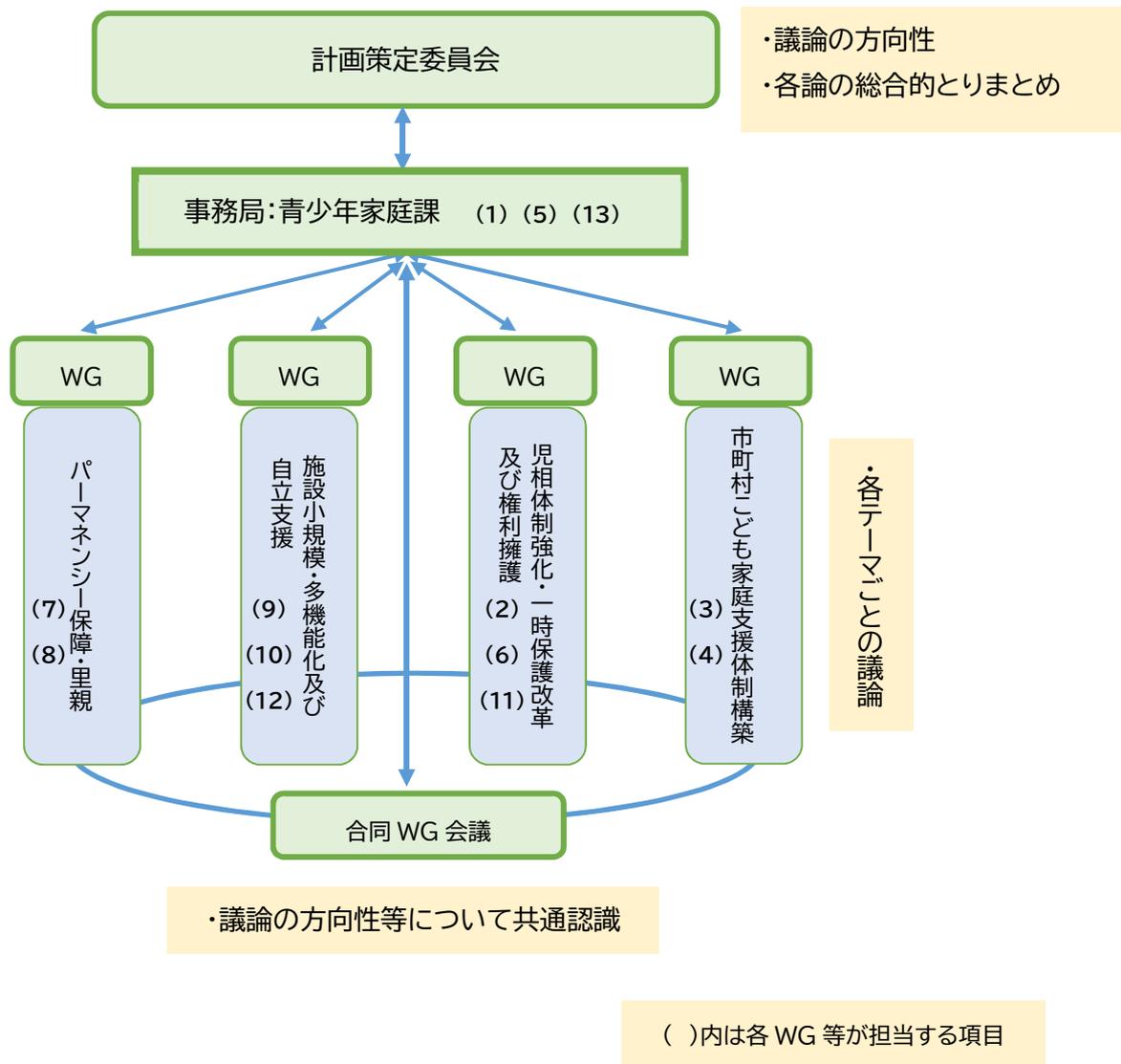
第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、令和6年5月21日から施行する。

次期島根県社会的養育推進計画策定に係る検討体制について

【全体イメージ図】



パーマネンシー保障・里親WG	(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
	(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
施設小規模・多機能化及び自立支援WG	(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
	(12) 【新】 障害児入所施設における支援
児相体制強化・一時保護改革及び権利擁護WG	(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組
	(6) 一時保護改革に向けた取組
	(11) 児童相談所の強化等に向けた取組
市町村子ども家庭支援体制構築WG	(3) 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
	(4) 【新】 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

島根県社会的養育推進計画策定検討委員会 委員名簿

	所属・団体	役職	氏名
外部委員	公立大学法人島根県立大学人間文化学部 保育教育学科	教授	藤原 映久
	島根県弁護士会	弁護士	大國 暢子
関係機関 (団体・施設等)	医療法人つわぶき いしいクリニック	理事長	石井 尚吾
	島根県児童入所施設協議会	会長	景山 博教
	島根県助産師会	会長	上野 繁子
	島根県社会福祉士会 子ども家庭委員会	委員長	吉田 太郎
	島根県里親会	会長	関口 晃司
	松江赤十字乳児院	副院長	山崎 祥
関係者	社会的養護経験者		岸 君雄
	社会的養護経験者		藤原 柚月
市町村	松江市こども子育て部	部長	玉木 知江美
	出雲市子ども未来部子ども政策課	課長	杉原 るみ子
	美郷町健康福祉課	課長	石田 圭司
県	教育指導課子ども安全支援室	室長	高倉 信明
	中央児童相談所	所長	宮阪 敏章
	健康福祉部	次長	昌子 裕

<オブザーバー>

関係課 健康推進課	課長補佐 細田 舞	
子ども・子育て支援課	課長補佐 俵 純子	
障がい福祉課	課長補佐 加藤照大	

<事務局>

青少年家庭課	課長 岩崎 靖	
	調整監 北山 亜紀子	
	調整監 竹崎 尋	
	課長補佐 長岡 智子	
	課長補佐 深田 明	

島根県社会的養育推進計画策定検討委員会WG構成委員

所属・団体名	職名	氏名	備考
①パーマネンシー保障・里親WG			
出雲地区里親会	会長	三原 一郎	
カルマーレ	施設長	関口 英子	
松江赤十字乳児院	里親支援専門相談員	小池 彩望	
安来学園	里親支援専門相談員	森本 葵	
双樹学院	里親支援専門相談員	林 澄子	
中央児童相談所	里親担当	藤井 早希子	
青少年家庭課	課長補佐	長岡 智子	○
青少年家庭課	主事	島田 優里	
8名			
②施設小規模・多機能化及び自立支援WG			
安来学園	主任保育士	佐伯 恵介	
双樹学院	院長	小林 生子	
聖煌寮	施設長	三上 妙光	
わかたけ学園	園長	永島 正治	
さざなみ学園	園長	片岡 久	
出雲児童相談所	副所長	山根 謙介	
障がい福祉課	課長補佐	加藤 照大	
青少年家庭課	調整監	北山 亜紀子	○
青少年家庭課	主任主事	齋藤 萌	
青少年家庭課	主事	後藤 佳奈	
青少年家庭課	主事	梅谷 堅三	
11名			
③児相体制強化・一時保護改革及び権利擁護WG			
大阪健康福祉短期大学 保育・幼児教育学科	准教授	壺田 弘行	
みらい	係長	上田 隼也	
松江学園	施設長	寺本 年生	
中央児童相談所	判定保護課長	石飛 美登里	
益田児童相談所	判定保護課長	玉木 秀憲	
青少年家庭課	課長補佐	深田 明	○
青少年家庭課	主幹	福代 健太	
7名			
④市町村こども家庭支援体制構築WG			
松江地区里親会	元会長	柏木 直人	
松江市こども子育て部こども家庭支援課	こども福祉係長	曾田 智史	
浜田市子ども・子育て支援課	専門技術員	上見 典子	
浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
子ども・子育て支援課	課長補佐	俵 純子	
健康推進課	課長補佐	細田 舞	
青少年家庭課	調整監	竹崎 尋	○
青少年家庭課	係長	潮 幸江	
8名			

○ : グループリーダー